

平成 21 年度

市町村普通会計決算(見込)及び
公営企業決算(見込)の概要
附 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)

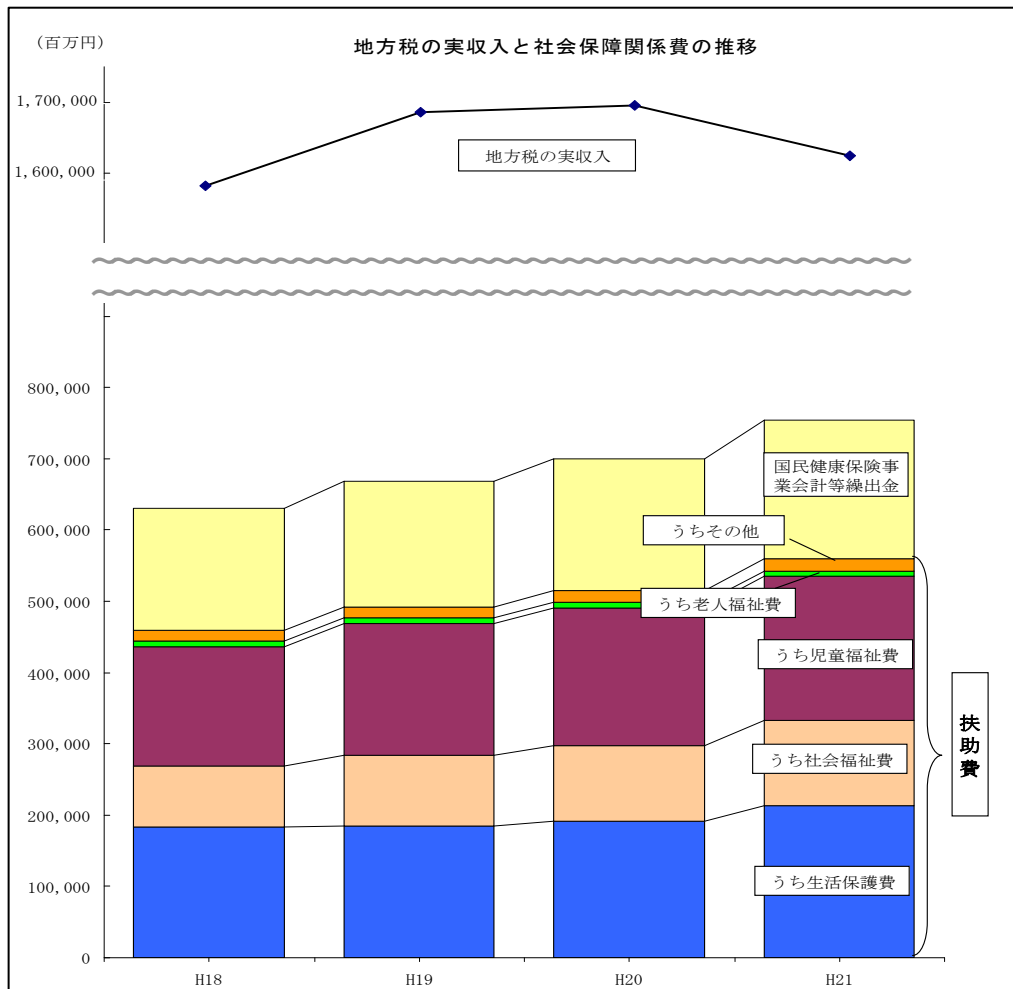
平成 22 年 9 月

神奈川県総務局企画調整部市町村財政課

【景気低迷による地方税の実収入の減少と生活保護費・国保繰出金の増加】

平成21年度は、景気低迷の影響が地方税収にも反映し、法人市町村民税が大幅に減少し、さらに個人市町村民税も減少している。さらに、平成20年度に収入した税に係る還付金等も増加したことにより、これを差し引いた地方税の実収入は過去に例がないほどの大幅な減収となった。

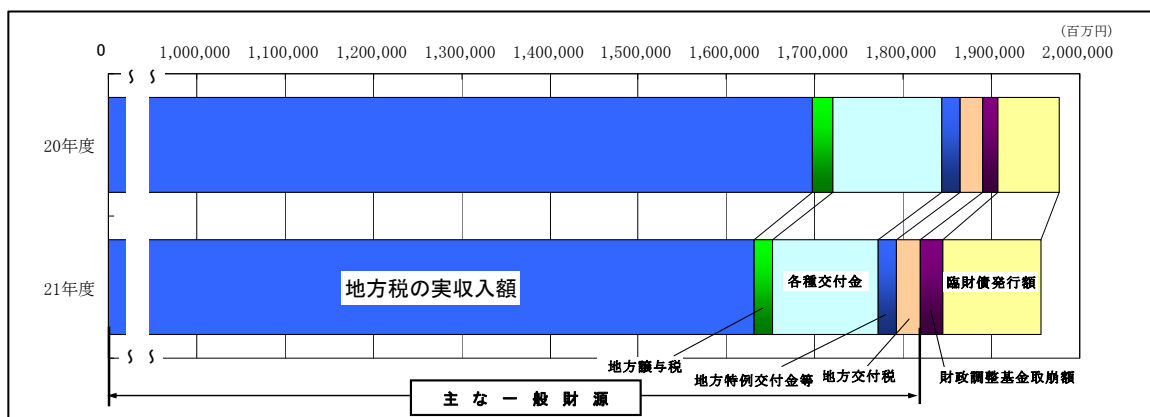
さらに、生活保護費を中心に扶助費と国民健康保険事業に係る繰出金など、社会保障関係費が大幅に増加することにより、地方財政は非常に厳しい財政運営を強いられている。



(注) 「地方税の実収入」は、地方税収入額から、税還付金（還付加算金を含む）を除いたもの

【地方税の実収入の減少に対応するための財源対策】

増加の一途をたどる扶助費等により歳出の抑制が困難な一方で、地方税収が大幅に減少している厳しい財政状況の中で、自治体の“赤字補てんの借金”である臨時財政対策債の発行と、“貯蓄”である財政調整基金の取崩しで財源を確保せざるを得ない状況になっている。



1 市町村普通会計決算(見込)の概要

(1) 平成21年度 市町村普通会計決算(見込)のポイント

- 決算規模は過去最大規模 ～定額給付金が大きく影響～
 - ・ 歳入総額は定額給付金に係る国庫支出金等の増などにより、対前年比で+1,783億円(+5.6%)の増加
 - ・ 歳出総額は定額給付金給付事業や生活保護費の増などにより、+2,389億円(+7.8%)の増加
- 実質収支は赤字計上団体なし
 - ・ 平成20年度の定額給付金に係る国庫支出金を主とする翌年度への繰越事業充当財源の大幅減の影響により、実質収支の黒字額は増加
- 経常収支比率は過去最大値の92.6% ～県内33団体中23団体で比率上昇～
 - ・ 歳入の経常一般財源等が地方税の大幅な減などにより減少
 - ・ 歳出の経常的経費が扶助費及び国保等の繰出金の大幅な増などにより増加
 - ・ 臨時財政対策債に頼らなければ、経常収支比率は100%に限りなく近づく状況
- 市町村財政全体としてもこれまでにない厳しい状況
 - ・ 景気の低迷で、生活保護費等の扶助費、国保等の繰出金等の義務的な歳出が増加するとともに、法人市町村民税が過去最大級の減少率を記録
 - ・ 定数削減等により人件費は減少、投資的経費の抑制により地方債現在高も減少し、健全化判断比率(実質公債費比率・将来負担比率)の低下に見られるように、財政健全化の取組は一層推進
 - ・ こうした努力を行ってもなお生じる財源不足、これを実質的な赤字地方債と基金の取崩しで補てんしている厳しい財政状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度 ①	平成20年度 ②	増減額 ③(①-②)	増減率 ③/②×100
歳入総額 A	3,382,859	3,204,582	178,276	5.6
歳出総額 B	3,303,270	3,064,336	238,934	7.8
形式収支 A-B	79,588	140,246	▲60,658	▲43.3
翌年度への繰越事業充当財源 C	35,955	98,912	▲62,957	▲63.6
実質収支 A-B-C	43,633	41,334		
経常収支比率 (単純平均)	92.6	90.6	2.0	
減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を除く	99.2	93.9	5.3	
地方債現在高	4,048,286	4,049,520	▲1,233	▲0.0
臨時財政対策債に係るもの	738,940	658,312	80,628	12.2
財政調整基金残高	87,718	99,756	▲12,038	▲12.1

(注1) 33市町村の合計であり、市町村ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する可能性がある。(以下の表同じ)

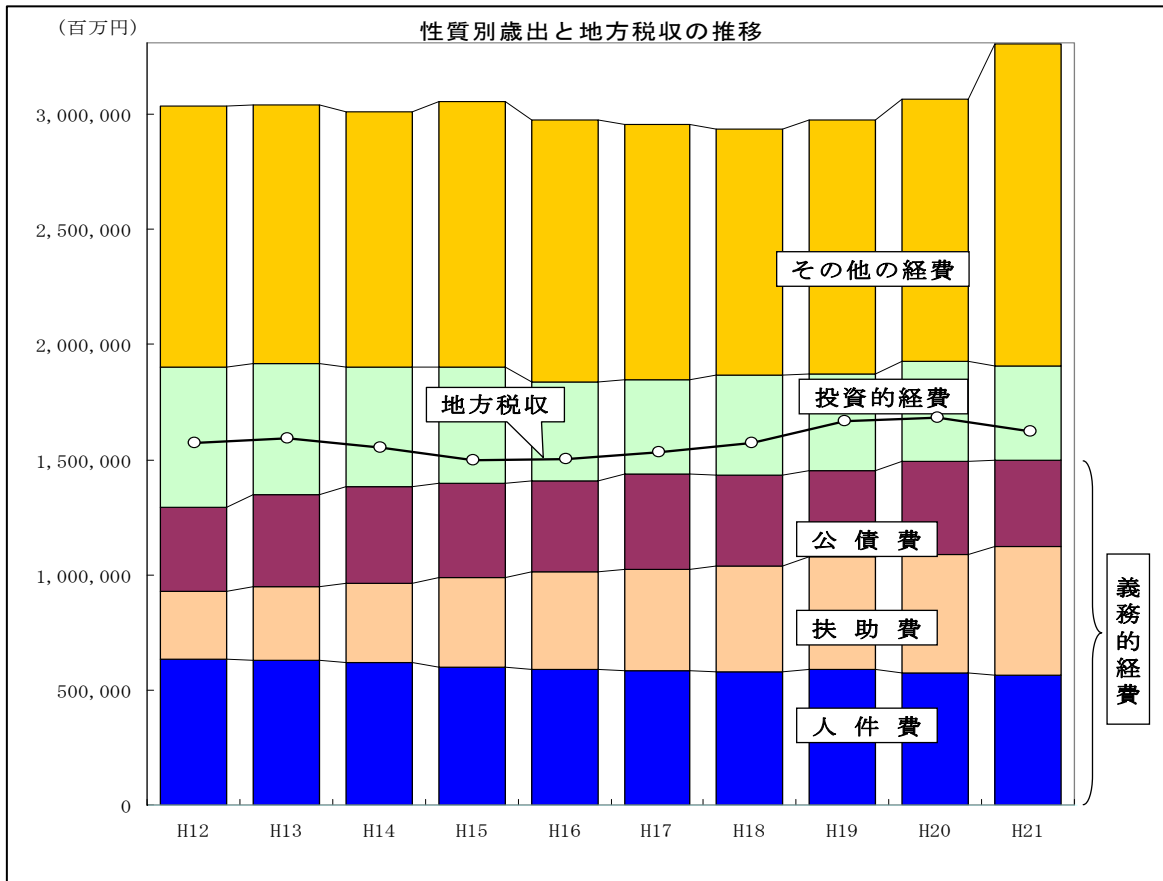
(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

参 考

【性質別歳出と地方税収の推移】

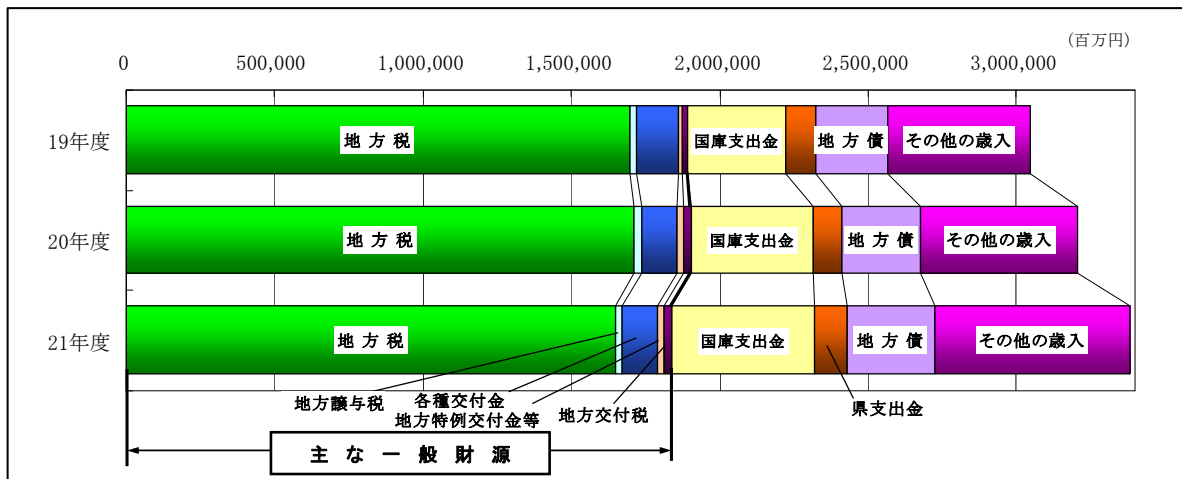
地方税収は、平成16年度以降、「三位一体の改革」による税源移譲と緩やかな景気の回復に助けられ、平成20年度まで5年連続で増加となっていたが、平成21年度は景気低迷による法人市町村民税の急激な減などにより減少に転じた。

その結果、財政健全化の取組みにより人件費と公債費は減少し続けているものの、国の社会保障制度改革による地方負担の増加のほか、景気低迷による生活保護費の増などによる扶助費の増加が地方財政を圧迫し、地方税収のほとんどを義務的経費に充当せざるを得ないといった、厳しい財政状況に追い込まれている。



【過去3年間の歳入の推移】

平成21年度は歳入規模も過去最大となったが、その主な要因は、定額給付金に係る国庫支出金の増加のほか、財源対策のための地方債(臨時財政対策債)とその他の歳入(基金繰入金)が主な要因となっている。一方、地方交付税は増加しているものの、景気低迷の影響が市町村民税にも反映して、地方税が大幅に減少し、主な一般財源全体でも減少となっている。



(2) 主要歳入の状況

ア 地方税 [1兆6,503億68百万円、構成比48.8%]

市町村民税については、個人市町村民税は、横浜市の「横浜みどり税」の創設により均等割が増となったものの、個人所得の減少等により所得割が減少し、前年度と比べ▲45億26百万円(▲0.7%)と5年ぶりの減少。

法人市町村民税は、主な課税対象である平成21年3月期決算法人について、景気の急激な悪化により企業収益が大幅に悪化し、前年度と比べ▲573億93百万円(▲36.8%)と過去最大級の大幅な減少。その結果、市町村民税全体では、▲619億18百万円(▲7.3%)の減少。

一方、固定資産税は、3年に一度の評価替えにより大都市を中心に土地評価額が上昇したことなどにより、+0.3%の増加。

その結果、地方税総額は、前年度と比べ▲619億80百万円(▲3.6%)と6年ぶりの減少。

イ 地方交付税 [271億97百万円、構成比0.8%]

地方交付税は、「生活防衛のための緊急対策」に基づき地方交付税1兆円増額の措置がなされたほか、景気低迷の影響による市町村民税法人税割等の減の反映などにより、前年度と比べ+21億24百万円(+8.5%)と2年連続の増加。

ウ 国庫支出金 [4,815億69百万円、構成比14.2%]

定額給付金給付事業費の増、生活保護費負担金の増及び各種地域活性化関連臨時交付金の増等により、前年度と比べ+729億65百万円(+17.9%)の増加。

エ 県支出金 [1,096億34百万円、構成比3.2%]

障害者自立支援給付費等負担金や衆議院選挙及び参議院補欠選挙の執行経費交付金の県支出金の増等により、前年度と比べ+101億62百万円(+10.2%)の増加。

オ 地方債 [2,970億63百万円、構成比8.8%]

一般単独事業債等の建設地方債が減となったものの、実質的な赤字地方債である臨時財政対策債が前年度と比べ+414億55百万円(+59.8%)と大幅な増となった結果、前年度と比べ+323億47百万円(+12.2%)と2年連続の増加。

カ その他の歳入 [5,751億1百万円、構成比17.0%]

地方税収の減収などにより、厳しい財政運営を強いられる中で、財政調整基金の取崩しによる基金繰入金が増したほか、横浜市が定額給付金に係る国庫支出金を平成20年度中に全額収入し、平成21年度へ繰り越したことによる特殊要素により、前年度と比べ+1,062億4百万円(+22.6%)の増加。

(3) 主要歳出の状況

<性質別>

ア 義務的経費 [1兆4,995億52百万円、構成比45.4%]

義務的経費(人件費・扶助費・公債費)について、行政改革や財政健全化の推進により、人件費や公債費が減少傾向にある中で、職員数の減等により人件費がさらに減少したものの、扶助費が社会保障制度改革や景況悪化により平成13年度以降増加し続けている結果、前年度と比べ+60億54百万円(+0.4%)増加し、義務的経費全体では過去最高を更新。

(ア) 人件費 [5,639億96百万円、構成比17.1%]

行政改革の推進による職員数の削減等により職員給は11年連続で減、また退職者数の減により退職金が減となり、全体で前年度と比べ▲108億44百万円(▲1.9%)と2年連続の減少。

(イ) 扶助費 [5,598億54百万円、構成比16.9%]

障害福祉サービス報酬改定等による障害者自立支援法関係経費の増のほか、景況悪化の影響による生活保護費の増等により、前年度と比べ+453億27百万円(+8.8%)と9年連続の増加。

(ロ) 公債費 [3,757億2百万円、構成比11.4%]

臨時財政対策債の元利償還金が増となったものの、財政健全化に向けて投資的経費の抑制基調が続く中で、一般単独事業債等の建設地方債の元利償還金が減となるとともに、前年度の多額の繰上償還などの特殊要因が解消した結果、前年度と比べ▲284億28百万円(▲7.0%)と2年ぶりに減少。

イ 投資的経費 [4,088億54百万円、構成比12.4%]

普通建設事業費 [4,085億34百万円、構成比12.4%]

財政健全化の推進に向けた投資的経費の抑制基調の中で、単独事業費は減少。

補助事業費についても全体として抑制基調にある一方で、開成町の新設小学校の整備、川崎市の武蔵小杉駅、藤沢市の辻堂駅、相模原市の相模大野駅等の駅周辺再開発事業や、横浜市の特別緑地保全地区の買取等の特殊要素により増加。

普通建設事業費全体では、前年度と比べ▲229億6百万円(▲5.3%)の減少。規模としては、ピーク時(平成5年度1兆530億62百万円)の約4割の水準。

ウ その他の経費 [1兆3,948億64百万円、構成比42.2%]

貸付金が中小企業融資事業における融資枠の増等による預託金の増などにより、前年度に比べ+958億98百万円(+53.5%)の増加。

補助費等が定額給付金給付事業の増、県内企業の業況悪化の影響を受けた税還付金の増等により、前年度と比べ+1,500億77百万円(+53.7%)の増加。

繰出金は、資本費平準化債の発行による公債費充当分の繰出金の減少等により下水道事業会計分が減となっているものの、医療給付費の増による国民健康保険事業会計及び後期高齢者医療事業会計への繰出金の増等により、前年度と比べ+46億58百万円(+1.9%)の増加。

その他の経費全体では、前年度と比べ+2,560億90百万円(+22.5%)の増加。

<目的別>

ア 総務費 [3,410億20百万円、構成比10.3%]

定額給付金給付事業(27団体)の増による総務管理費の増や衆議院選挙及び参議院補欠選挙による選挙費の増により、前年度と比べ+157億66百万円(+4.8%)の増加。

イ 民生費 [1兆71億79百万円、構成比30.5%]

障害福祉サービス報酬改定等に伴う障害者自立支援法関係経費及び定額給付金給付事業(1団体)の増による社会福祉費の増のほか、景況悪化の影響による生活保護費の増や、後期高齢者医療制度における医療給付費の増による老人福祉費の増により、前年度と比べ+1,171億60百万円(+13.2%)の増加。

ウ 商工費 [2,941億73百万円、構成比8.9%]

定額給付金給付事業(5団体)の増及び緊急経済対策としての中小企業に対する保証料と預託金の増などにより、前年度と比べ+1,238億18百万円(+72.7%)の増加。

エ 土木費 [5,514億44百万円、構成比16.7%]

横浜市におけるスーパー中枢港湾の整備等により港湾費が増となったものの、公園費や区画整理等の普通建設事業費の減や羽田空港再拡張に伴う貸付事業の減などにより、前年度と比べ▲74億75百万円(▲1.3%)の減少。

オ 教育費 [3,052億77百万円、構成比9.2%]

社会教育施設整備の減により社会教育費が減となったものの、学校ICT環境整備事業や新設小学校整備により小学校費が増となるとともに、用地取得や校舎改築により中学校費が増となるなど、前年度と比べ+162億8百万円(+5.6%)の増加。

(4) 主な財政指標・将来の財政負担等の状況

ア 経常収支比率 [92.6% (前年度 90.6%)] (減収補てん債特例分及び臨時財政対策債を含む比率)

経常一般財源等収入額は、地方交付税及び臨時財政対策債が増となったものの、平成21年度になって景気低迷の影響が市町村税収にも反映してきた結果、地方税が大幅な減となり減少した。

また、経常的経費充当一般財源等は、人件費が減になったものの、生活保護世帯の増等による扶助費及び国民健康保険事業会計等への繰出金が増となり増加した。

その結果、経常一般財源等収入額の減少に加え、経常的経費充当一般財源等が増加したことで、33団体中23団体が前年度より上昇するなど、県内市町村全体としては、過去最大値であった平成20年度の90.6%から+2.0ポイント上昇と3年連続で最大値を更新し、上昇

の一途をたどっている。

また、臨時一般財源等収入額である減収補てん債特例分及び臨時財政対策債の発行額を經常収支比率算出上の分母から除いた場合の比率は、99.2%と平成20年度の93.9%から+5.3ポイント上昇し、100%に限りなく近づきつつあり、臨時財政対策債等の発行なしでは、市町村独自の政策が行える裁量経費に活用できる財源がほとんどなくなっていることを示している。

イ 公債費負担比率 [11.6% (前年度 11.7%)]

一般財源等の収入の規模に対する公債費の負担割合を判断する指標である公債費負担比率は、前年度と比較すると、地方税の減少により經常一般財源等収入額は減少したものの、臨時財政対策債の増により臨時一般財源等収入額が増加したため、一般財源等の収入状況は増となった。

一方、公債費充当一般財源等は減となっている団体が多かったため、33団体中22団体が前年度より減少するなど、県内市町村全体としては、過去最大値であった平成20年度から▲0.1ポイントの減となり、4年ぶりの減少。

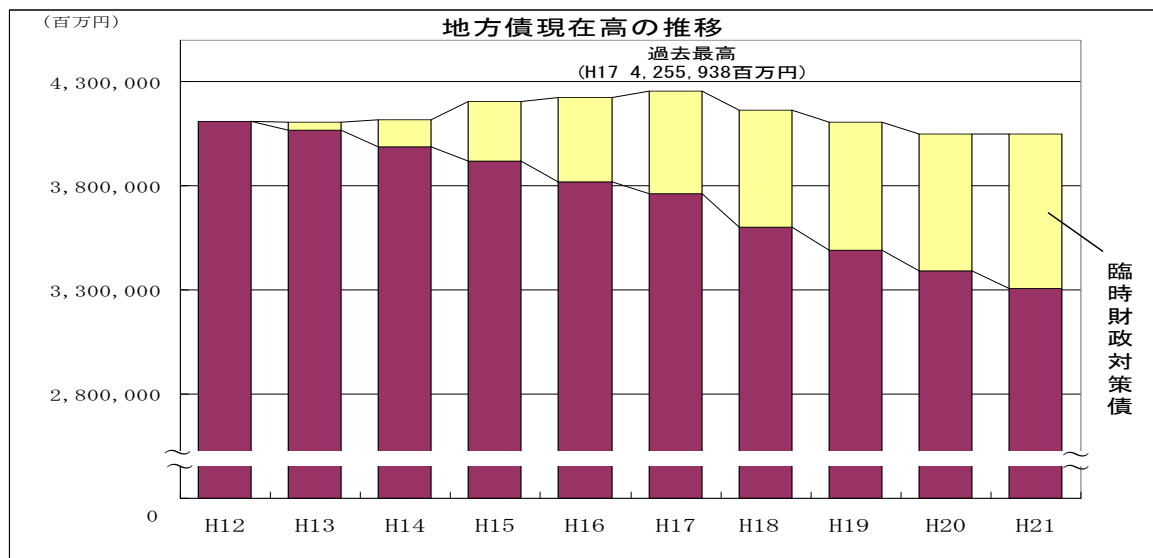
なお、警戒値となる15%を超える団体は、1団体減少し、4団体(横浜市・川崎市・横須賀市・湯河原町)。

ウ 起債制限比率 [7.7% (前年度 8.1%)]

標準的な財政規模に対する公債費の割合を示す指標である起債制限比率は、公債費充当一般財源等及び標準税収入額等がともに減となったが、公債費充当一般財源の減少率が、標準税収入額等の減少率を上回ったため、33団体中24団体が数値が改善し、前年度と比べ▲0.4ポイントの減となり、3年連続の減少。

エ 地方債現在高 [4兆482億86百万円 (前年度 4兆495億20百万円)]

臨時財政対策債の増により地方債発行額は増加したものの、投資的経費の抑制が続いている中で、元利償還額が地方債発行額を上回る状況にあるため、33団体中18団体が前年度より減少。県内市町村全体としても、前年度と比べ▲12億33百万円(▲0.0%)減少し、4年連続の減少。近年の傾向としては、一般単独事業債等の建設地方債の現在高は減少する一方で、臨時財政対策債の現在高は増加し続けている状況。



オ 財政調整基金残高 [877億18百万円 (前年度 997億56百万円)]

景況悪化に伴う大幅な税収減などに対応するため、前年度と比べ残高が▲20%以上の減となる大幅な取崩を行った団体が11団体あるなど、前年度に比べ▲120億38百万円(▲12.1%)と、7年ぶりの減少となった。

また、残高が標準財政規模の10%未満となっている団体は4団体増加し、33団体中22団体と、依然として低水準。(残高は平成3年度のピーク時と比べると6割程度の水準)

【主な財政指標・将来負担等の推移】

年度	経常収支比率		公債費負担比率		起債制限比率		地方債現在高		財政調整基金	
		差引		差引		差引		対前 年比		対前 年比
	%	ポイント	%	ポイント	%	ポイント	百万円	%	百万円	%
H 2	67.9	▲0.6	6.9	▲0.3	7.4	▲0.2	1,826,641	7.7	144,463	8.2
3	70.0	2.1	6.9	0.1	7.3	▲0.1	2,043,568	11.9	145,424	0.7
4	72.5	2.5	7.1	0.2	7.3	0.0	2,348,876	14.9	137,958	▲5.1
5	76.8	4.3	7.6	0.4	7.2	▲0.1	2,684,499	14.3	114,414	▲17.1
6	77.5	0.7	8.0	0.4	7.5	0.3	3,057,442	13.9	101,148	▲11.6
7	78.8	1.3	8.7	0.7	7.8	0.3	3,463,449	13.3	104,504	3.3
8	79.8	1.0	9.5	0.8	8.2	0.4	3,795,703	9.6	95,031	▲9.1
9	80.6	0.8	10.2	0.7	8.5	0.3	3,945,862	4.0	82,848	▲12.8
10	81.9	1.3	10.7	0.5	8.6	0.1	4,084,808	3.5	61,701	▲25.5
11	82.6	0.7	10.9	0.2	8.7	0.1	4,121,424	0.9	67,568	9.5
12	82.1	▲0.6	10.9	▲0.0	8.8	0.1	4,109,235	▲0.3	76,815	13.7
13	83.0	1.0	10.8	▲0.2	8.7	▲0.1	4,107,588	0.0	83,341	8.5
14	86.6	3.6	11.1	0.4	8.6	▲0.1	4,119,465	0.3	74,071	▲11.1
15	86.7	0.1	11.3	0.2	8.5	▲0.1	4,207,205	2.1	81,720	10.3
16	87.9	1.1	11.4	0.1	8.6	0.1	4,225,986	0.4	85,269	4.3
17	88.1	0.2	11.0	▲0.3	8.7	0.1	4,255,938	0.7	88,309	3.6
18	87.3	▲0.8	11.5	0.5	8.8	0.1	4,165,467	▲2.1	96,852	9.7
19	89.6	2.3	11.5	0.0	8.4	▲0.4	4,107,120	▲1.4	97,811	1.0
20	90.6	1.0	11.7	0.2	8.1	▲0.3	4,049,520	▲1.4	99,756	2.0
21	92.6	2.0	11.6	▲0.1	7.7	▲0.4	4,048,286	▲0.0	87,718	▲12.1

(注1) 経常収支比率、公債費負担比率及び起債制限比率の差引(ポイント)の算出にあたっては、各年度の数値について表示単位未満を四捨五入していないため、年度間の差引と符合しない場合がある。

(注2) 平成6年度以降の経常収支比率は、減税補てん債(平成6～8年度、平成10～18年度)、臨時税収補てん債(平成9年度)、臨時財政対策債(平成13年度～)、減収補てん債特例分(平成19年度～)を経常一般財源等に加えた経常収支比率。

(5) 市町村別の状況

【決算(見込)状況】

(単位：百万円)

市町村名		歳入総額	歳出総額	形式収支	翌年度に 繰り越す べき財源	実質収支	単年度 収支	実質 単年度 収支
都指 市定	横浜市	1,535,564	1,516,775	18,789	14,958	3,831	1,059	▲ 2,537
	川崎市	587,765	574,038	13,727	12,437	1,290	▲ 140	222
中核 市	横須賀市	142,024	138,300	3,723	622	3,101	▲ 680	▲ 2,136
	相模原市	226,541	219,694	6,847	1,350	5,497	443	▲ 3,469
特 例 市	平塚市	82,431	79,221	3,211	561	2,650	▲ 395	▲ 819
	小田原市	62,948	60,437	2,511	70	2,441	444	826
	茅ヶ崎市	64,642	61,609	3,033	956	2,077	119	▲ 239
	厚木市	84,070	81,038	3,032	535	2,497	369	▲ 3,743
	大和市	66,004	63,244	2,760	148	2,612	472	▲ 277
都 市	鎌倉市	59,321	57,075	2,245	735	1,510	26	▲ 226
	藤沢市	133,991	126,847	7,144	1,645	5,499	▲ 561	▲ 1,134
	逗子市	18,253	17,603	651	61	589	▲ 25	▲ 277
	三浦市	19,350	19,251	99	99	0	▲ 153	▲ 497
	秦野市	44,581	42,698	1,883	49	1,834	529	▲ 143
	伊勢原市	29,974	29,156	818	96	722	29	▲ 143
	海老名市	38,743	36,853	1,889	681	1,208	382	▲ 92
	座間市	35,031	34,203	828	53	776	61	▲ 230
	南足柄市	17,199	16,353	846	125	721	173	▲ 2
	綾瀬市	27,209	26,347	862	62	800	81	▲ 329
町	葉山町	9,999	9,521	478	4	474	▲ 101	67
	寒川町	15,238	14,414	824	214	610	6	▲ 547
	大磯町	9,917	9,556	361	162	198	▲ 26	▲ 183
	二宮町	7,909	7,578	331	76	255	▲ 69	▲ 59
	中井町	4,442	4,094	348	1	346	35	▲ 12
	大井町	5,727	5,421	306	3	303	▲ 6	▲ 472
	松田町	4,144	3,948	196	21	175	30	110
	山北町	5,740	5,554	186	3	182	▲ 26	▲ 47
	開成町	7,748	7,461	287	11	276	50	0
	村	箱根町	8,864	8,575	289	20	269	129
真鶴町		3,533	3,457	76	3	74	31	▲ 4
湯河原町		8,095	7,933	162	104	58	▲ 75	▲ 177
愛川町		13,544	12,799	745	67	678	56	▲ 224
清川村		2,319	2,218	101	23	78	▲ 5	▲ 52
21年度計		3,382,859	3,303,270	79,588	35,955	43,633	2,265	▲ 16,674
20年度計		3,204,582	3,064,336	140,246	98,912	41,334	▲ 4,939	▲ 9,780
増減		178,276	238,934	▲ 60,658	▲ 62,957			

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。

【主な普通会計財政指標等】

市町村名		経常収支比率		公債費 負担比率	起債制限 率	地方債 現在高	標準財政規模 に占める割合
		%	%				
都指 市定	横浜市	95.8	102.6	17.5	13.3	2,228,141	285.7
	川崎市	96.4	102.8	21.1	16.7	839,538	269.2
中核 市	横須賀市	97.3	103.1	16.7	12.1	167,226	204.3
	相模原市	96.9	102.5	13.5	10.0	193,030	152.4
特 例 市	平塚市	92.0	97.9	9.3	5.3	47,564	95.2
	小田原市	91.4	98.8	14.2	11.1	51,278	138.4
	茅ヶ崎市	96.1	102.8	12.6	8.3	43,459	112.4
	厚木市	94.3	99.6	12.0	8.5	53,731	98.6
	大和市	87.7	93.5	9.9	6.9	46,923	119.1
都 市	鎌倉市	92.7	98.0	12.3	10.2	43,513	114.4
	藤沢市	88.2	91.7	10.1	5.9	84,593	105.0
	逗子市	99.6	106.7	12.1	8.9	16,046	137.6
	三浦市	99.0	106.2	13.5	10.0	17,292	179.2
	秦野市	94.2	101.2	13.3	8.5	36,167	130.1
	伊勢原市	92.9	102.7	11.7	7.5	25,402	133.2
	海老名市	90.8	90.8	10.0	5.4	21,400	89.2
	座間市	94.1	103.0	14.9	12.0	26,717	125.1
	南足柄市	97.8	112.3	11.7	9.4	12,850	138.6
	綾瀬市	94.2	100.7	11.1	7.5	19,110	123.6
町	葉山町	99.9	106.5	7.1	3.7	5,648	87.3
	寒川町	92.3	98.4	11.6	6.2	13,151	130.5
	大磯町	90.3	97.3	12.6	7.8	7,190	111.1
	二宮町	92.3	100.2	10.2	3.8	5,988	109.5
	中井町	88.8	88.8	10.2	5.6	1,984	56.2
	大井町	93.2	102.8	5.8	2.4	2,494	60.0
	松田町	95.8	104.9	10.0	1.4	3,590	129.3
	山北町	83.1	90.5	9.7	6.9	4,022	121.5
村	開成町	80.3	90.5	9.6	6.6	4,651	126.9
	箱根町	92.4	95.8	13.2	10.6	8,561	130.4
	真鶴町	90.0	99.9	11.5	7.6	2,945	143.2
	湯河原町	98.6	105.9	15.2	12.0	7,164	129.3
	愛川町	86.6	94.1	7.2	3.4	6,790	77.3
	清川村	79.9	79.9	1.3	▲2.3	126	7.6
21年度計		92.6	99.2	11.6	7.7	4,048,286	219.2
20年度計		90.6	93.9	11.7	8.1	4,049,520	217.2
増減		2.0	5.3	▲0.1	▲0.4	▲1,234	1.9

- (注1) 経常収支比率、公債費負担比率起債制限比率の計は単純平均であり、増減はポイントを示す。
(注2) 上記「減収補てん債及び臨時財政対策債」は、本来、地方税収及び普通交付税として収入される減収補てん債特例分(平成18年度は「減税補てん債」)及び臨時財政対策債を経常一般財源等から除いた比率。
(注3) 標準財政規模は、臨時財政対策債発行可能額を含んだ数値。

【歳入の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
地方税	1,650,368	48.8	1,712,348	53.4	▲61,980	▲3.6
地方譲与税	20,536	0.6	22,932	0.7	▲2,396	▲10.4
各種交付金	119,379	3.5	123,362	3.8	▲3,983	▲3.2
うち地方消費税交付金	81,463	2.4	77,104	2.4	4,360	5.7
地方特例交付金等	20,281	0.6	20,892	0.7	▲611	▲2.9
地方交付税	27,197	0.8	25,073	0.8	2,124	8.5
国庫支出金	481,569	14.2	408,604	12.8	72,965	17.9
県支出金	109,634	3.2	99,473	3.1	10,162	10.2
繰入金	81,730	2.4	58,285	1.8	23,445	40.2
地方債	297,063	8.8	264,716	8.3	32,347	12.2
うち臨時財政対策債	110,762	3.3	69,308	2.2	41,455	59.8
うち減収補てん債特例分	4,264	0.1	9,410	0.3	▲5,146	▲54.7
うち退職手当債	6,530	0.2	6,368	0.2	162	2.5
その他	575,101	17.0	468,896	14.6	106,204	22.6
歳入合計	3,382,859	100.0	3,204,582	100.0	178,276	5.6

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。

【地方税収の状況】

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
普通税	1,495,431	90.6	1,558,138	91.0	▲62,706	▲4.0
法定普通税	1,495,420	90.6	1,558,121	91.0	▲62,702	▲4.0
市町村民税	789,273	47.8	851,191	49.7	▲61,918	▲7.3
個人分	690,881	41.9	695,407	40.6	▲4,526	▲0.7
法人分	98,392	6.0	155,784	9.1	▲57,393	▲36.8
固定資産税	651,449	39.5	649,512	37.9	1,937	0.3
軽自動車税	5,905	0.4	5,730	0.3	175	3.0
市町村たばこ税	48,769	3.0	51,422	3.0	▲2,652	▲5.2
特別土地保有税	24	0.0	266	0.0	▲243	▲91.0
法定外普通税	12	0.0	16	0.0	▲5	▲28.5
目的税	154,936	9.4	154,210	9.0	726	0.5
都市計画税	123,057	7.5	122,606	7.2	451	0.4
事業所税	30,929	1.9	30,617	1.8	312	1.0
入湯税	950	0.1	988	0.1	▲38	▲3.8
旧法による税	-	-	-	-	-	-
地方税合計	1,650,368	100.0	1,712,348	100.0	▲61,980	▲3.6

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。

【性質別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
義務的経費	1,499,552	45.4	1,493,498	48.7	6,054	0.4
人件費	563,996	17.1	574,840	18.8	▲ 10,844	▲ 1.9
うち退職金	66,321	2.0	68,629	2.2	▲ 2,308	▲ 3.4
扶助費	559,854	16.9	514,528	16.8	45,327	8.8
公債費	375,702	11.4	404,130	13.2	▲ 28,428	▲ 7.0
投資的経費	408,854	12.4	432,064	14.1	▲ 23,210	▲ 5.4
普通建設事業費	408,534	12.4	431,440	14.1	▲ 22,906	▲ 5.3
うち補助事業費	160,893	4.9	154,935	5.1	5,958	3.8
うち単独事業費	230,353	7.0	262,842	8.6	▲ 32,488	▲ 12.4
その他の経費	1,394,864	42.2	1,138,775	37.2	256,090	22.5
うち物件費	368,353	11.2	350,075	11.4	18,277	5.2
うち補助費等	429,600	13.0	279,523	9.1	150,077	53.7
うち積立金	21,484	0.7	32,937	1.1	▲ 11,454	▲ 34.8
うち貸付金	275,078	8.3	179,180	5.8	95,898	53.5
うち繰出金	249,761	7.6	245,104	8.0	4,658	1.9
うち国民健康保険事業会計等	194,463	5.9	185,550	6.1	8,913	4.8
歳出合計	3,303,270	100.0	3,064,336	100.0	238,934	7.8

(注1) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。

(注2) 性質別歳出「うち国民健康保険事業会計等」は、国民健康保険事業会計(事業勘定)、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計(保険事業勘定)及び後期高齢者医療事業会計に対する繰出金の内数である。

(注3) 目的別歳出の公債費－性質別歳出の公債費＝公債関係の事務取扱いに要した経費等(発行手数料等)

(注4) 投資的経費の「うち補助事業費」には国直轄事業負担金及び受託事業費(補助)は含まず、「うち単独事業費」には県営事業負担金、同級他団体施行事業負担金及び受託事業費(単独)は含まない。

【目的別歳出】

(単位：百万円、%)

区 分	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
		構成比		構成比		
議 会 費	13,057	0.4	13,438	0.4	▲ 381	▲ 2.8
総 務 費	341,020	10.3	325,254	10.6	15,766	4.8
民 生 費	1,007,179	30.5	890,018	29.0	117,160	13.2
衛 生 費	262,567	7.9	260,621	8.5	1,946	0.7
労 働 費	10,035	0.3	7,551	0.2	2,484	32.9
農 林 水 産 業 費	12,979	0.4	13,595	0.4	▲ 617	▲ 4.5
商 工 費	294,173	8.9	170,355	5.6	123,818	72.7
土 木 費	551,444	16.7	558,919	18.2	▲ 7,475	▲ 1.3
消 防 費	104,670	3.2	105,832	3.5	▲ 1,162	▲ 1.1
教 育 費	305,277	9.2	289,068	9.4	16,209	5.6
災 害 復 旧 費	320	0.0	624	0.0	▲ 304	▲ 48.7
公 債 費	376,892	11.4	405,454	13.2	▲ 28,561	▲ 7.0
そ の 他	23,658	0.7	23,607	0.8	51	0.2
歳 出 合 計	3,303,270	100.0	3,064,336	100.0	238,934	7.8

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。

2 市町村公営企業決算(見込)の概要

(1) 平成21年度 市町村公営企業決算(見込)のポイント

- 決算規模は、前年度と比べ▲270億25百万円、▲2.8%の減少(公的資金補償金免除繰上償還の実施額の影響を除くと+29百万円、+0.0%とほぼ横ばい)
- 全事業の収支は、190億65百万円の黒字で、前年度と比べ▲10億95百万円減したが、7年連続で黒字を継続
- 職員数は、前年度と比べ▲306人、▲2.1%の減少で8年連続で減少
- 企業債現在高は、7年連続で減少
- 累積欠損金は、6年ぶりに減少
- 全事業の収支は、職員数の減及び企業債償還利子の減等により改善され、黒字を継続しているが、料金収入の減や依然として他会計繰入金により収支の均衡を図っている状況等もあり、今後とも経営改革を進めていくことが必要

(単位：百万円、%)

区 分		平成21年度			平成20年度			増 減			増減率 ③/② ×100
		①			②			③ (①-②)			
1	事業数	98			98			0			0.0
2	職員数 (人)	14,006			14,312			▲ 306			▲ 2.1
3	決算規模	948,930			975,955			▲ 27,025			▲ 2.8
4 経営 状況	収支状況	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	
		25,806	6,741	19,065	32,585	12,425	20,161	▲ 6,779	▲ 5,684	▲ 1,095	
	黒・赤字別 事業数	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	
		86	12	98	87	12	99	▲ 1	0	▲ 1	
5	料金収入	432,470			465,830			▲ 33,360			▲ 7.2
6 企業 債	発行額	222,726			214,810			7,916			3.7
	現在高	3,595,978			3,678,753			▲ 82,776			▲ 2.3
7	他会計 繰入金	187,140			184,648			2,492			1.3
8	建設 投資額	194,054			174,018			20,036			11.5
9	累 積 欠 損 金	395,172			401,207			▲ 6,035			▲ 1.5
10	不良債務	3,190			4,571			▲ 1,381			▲ 30.2

(注1) 全事業の合計であり、事業ごとに状況は異なる。また、数値については見込みであり、今後変動する場合がある。(以下の表同じ)

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計に符合しない場合がある。また、増減率は、千円単位で算出したものである。(以下の表同じ)

(注3) 平成20年度の「事業数」及び「職員数」は年度末の数値であり、年度中に終了した横須賀市の宅地造成事業(臨海土地造成事業)を含まない。(以下の表同じ)

(2) 事業数

- ・ 公営企業は上・下水道事業、病院事業、交通事業をはじめとして県内全市町村で実施。
- ・ 平成21年度末の事業数は14業種98事業(法適用企業39事業、法非適用企業59事業)で、事業数は1増1減で前年度と同数。(増した事業は相模原市の特定地域生活排水処理施設事業、減した事業は川崎市の介護サービス事業)

(3) 職員数

- 平成21年度末の公営企業職員数は、14,006人で、前年度と比べ▲306人、▲2.1%減少しており、全体の職員数は8年連続で減少。
- 病院事業では、医師及び看護師の増等により+53人(+0.9%)の増。
- 交通事業で▲146人(▲5.3%)、水道事業で▲112人(▲3.8%)、下水道事業で▲51人(▲2.4%)等、14業種中9業種で減少。

【事業別職員数】

(単位：人、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減	増減率
	平成21年度	構成比	平成20年度	構成比		
水道（含む簡水）	2,813	20.1	2,925	20.4	▲112	▲3.8
工業用水道	143	1.0	148	1.0	▲5	▲3.4
交通	2,598	18.5	2,744	19.2	▲146	▲5.3
電気	2	0.0	2	0.0	0	-
病院	6,104	43.6	6,051	42.3	53	0.9
下水道	2,054	14.7	2,105	14.7	▲51	▲2.4
港湾整備	52	0.4	53	0.4	▲1	▲1.9
市場	121	0.9	125	0.9	▲4	▲3.2
と畜場	25	0.2	25	0.2	0	-
観光施設	13	0.1	14	0.1	▲1	▲7.1
宅地造成	77	0.5	82	0.6	▲5	▲6.1
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	4	0.0	38	0.3	▲34	▲89.5
計	14,006	100.0	14,312	100.0	▲306	▲2.1

(4) 決算規模(支出ベース)

- 公営企業の決算規模は、9,489億30百万円で、前年度と比べ▲270億25百万円、▲2.8%の減少。
- 前年度に引き続き公的資金補償金免除繰上償還が実施されており、この影響を除く決算規模は前年度と比べ+29百万円、+0.0%とほぼ横ばい。
- 宅地造成事業及び市場事業等で増加したものの、交通事業及び病院事業等が減少したことにより、全体としては減少。
- 普通会計の歳出総額3兆3,032億70百万円の28.7%に相当。

【事業別決算規模】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	平成21年度	構成比	平成20年度	構成比		
水道（含む簡水）	161,313	17.0	162,943	16.7	▲1,631	▲1.0
工業用水道	11,255	1.2	11,122	1.1	133	1.2
交通	115,390	12.2	131,258	13.4	▲15,868	▲12.1
電気	48	0.0	36	0.0	12	34.9
病院	140,786	14.8	150,187	15.4	▲9,401	▲6.3
下水道	426,581	45.0	431,047	44.2	▲4,466	▲1.0
港湾整備	4,186	0.4	7,594	0.8	▲3,408	▲44.9
市場	7,918	0.8	7,702	0.8	216	2.8
と畜場	3,501	0.4	4,568	0.5	▲1,067	▲23.4
観光施設	797	0.1	974	0.1	▲176	▲18.1
宅地造成	73,984	7.8	64,524	6.6	9,460	14.7
駐車場整備	3,090	0.3	3,299	0.3	▲209	▲6.3
介護サービス	81	0.0	703	0.1	▲622	▲88.5
計	948,930	100.0	975,955	100.0	▲27,025	▲2.8
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	924,625	-	924,596	-	29	0.0

(5) 経営状況(純損益・実質収支ベース)

- ・ 公営企業全体の収支は、190億65百万円の黒字で、平成15年度から7年連続で黒字となっており、黒字額は前年度と比べ▲10億95百万円、▲5.4%の減少。
- ・ 98事業中、黒字事業は86事業、赤字事業は12事業。(前年度の黒字事業は87事業、赤字事業は12事業)
(平成20年度の事業数は決算対象事業数であり、年度末事業数とは一致しない(年度中に終了した事業を含む))

【事業別収支の状況】

(単位:百万円、%)

事業名	年度	平成21年度			平成20年度			増減額	増減率
		黒字額	赤字額	差引	黒字額	赤字額	差引	差引	
水道(含む簡水)		7,344	211	7,133	11,445	46	11,399	▲ 4,266	▲ 37.4
工業用水道		1,146	0	1,146	646	0	646	500	77.4
交通		328	68	260	412	2,120	▲ 1,709	1,969	-
電気		50	0	50	43	0	43	6	15.0
病院		27	6,463	▲ 6,436	354	10,190	▲ 9,836	3,400	-
下水道		12,515	0	12,515	9,691	0	9,691	2,824	29.1
港湾整備		370	0	370	397	0	397	▲ 27	▲ 6.8
市場		229	0	229	209	0	209	20	9.8
と畜場		166	0	166	129	0	129	37	29.1
観光施設		77	0	77	64	0	64	13	20.2
宅地造成		3,139	0	3,139	8,803	68	8,735	▲ 5,596	▲ 64.1
駐車場整備		386	0	386	360	0	360	26	7.3
介護サービス		31	0	31	34	0	34	▲ 3	▲ 9.0
計		25,806	6,741	19,065	32,585	12,425	20,161	▲ 1,095	▲ 5.4

【事業別黒字・赤字事業数】

(単位:事業)

事業名	年度	平成21年度			平成20年度			増減
		黒字	赤字	計	黒字	赤字	計	計
水道(含む簡水)		17	3	20	19	1	20	-
工業用水道		2	-	2	2	-	2	-
交通		3	1	4	3	1	4	-
電気		1	-	1	1	-	1	-
病院		2	8	10	1	9	10	-
下水道		37	-	37	36	-	36	1
港湾整備		3	-	3	3	-	3	-
市場		6	-	6	6	-	6	-
と畜場		1	-	1	1	-	1	-
観光施設		4	-	4	4	-	4	-
宅地造成		3	-	3	3	1	4	▲1
駐車場整備		5	-	5	5	-	5	-
介護サービス		2	-	2	3	-	3	▲1
計		86	12	98	87	12	99	▲1

(6) 料金収入

- ・ 料金収入は、4,324億70百万円で、前年度と比べ▲333億60百万円、▲7.2%の減少。
- ・ 観光施設事業等では増加したものの、宅地造成事業における土地売却収益の減少、病院事業における横浜市のみなど赤十字病院（指定管理者による運営）の利用料金制導入による減少等により、全体としては減少。

【料金収入の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道（含む簡水）	113,032	26.1	115,557	24.8	▲ 2,525	▲ 2.2
工業用水道	10,452	2.4	10,646	2.3	▲ 194	▲ 1.8
交通	62,476	14.4	63,261	13.6	▲ 784	▲ 1.2
電気	9	0.0	11	0.0	▲ 2	▲ 15.8
病院	102,817	23.8	109,934	23.6	▲ 7,117	▲ 6.5
下水道	131,010	30.3	133,080	28.6	▲ 2,070	▲ 1.6
港湾整備	2,349	0.5	2,743	0.6	▲ 394	▲ 14.4
市場	3,064	0.7	3,359	0.7	▲ 295	▲ 8.8
と畜場	238	0.1	233	0.1	5	2.2
観光施設	810	0.2	791	0.2	19	2.4
宅地造成	4,690	1.1	24,448	5.2	▲ 19,758	▲ 80.8
駐車場整備	1,446	0.3	1,566	0.3	▲ 120	▲ 7.7
介護サービス	77	0.0	201	0.0	▲ 124	▲ 61.7
計	432,470	100.0	465,830	100.0	▲ 33,360	▲ 7.2

(7) 企業債

ア 企業債発行額

- ・ 企業債の発行額は、2,227億26百万円で、前年度と比べ+79億16百万円、+3.7%の増加。
- ・ 前年度に引き続き公的資金補償金免除繰上償還が実施されており、この影響を除く企業債発行額は前年度と比べ+339億56百万円、+20.6%の大幅な増加。
- ・ 交通事業及び下水道事業等で減少したものの、宅地造成事業及び水道事業等における増加により、全体としては増加。

【企業債発行額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道（含む簡水）	17,446	7.8	16,070	7.5	1,377	8.6
工業用水道	602	0.3	321	0.1	281	87.5
交通	34,372	15.4	45,661	21.3	▲ 11,289	▲ 24.7
電気	0	-	0	-	0	-
病院	6,616	3.0	6,828	3.2	▲ 213	▲ 3.1
下水道	126,923	57.0	134,030	62.4	▲ 7,106	▲ 5.3
港湾整備	683	0.3	3,539	1.6	▲ 2,856	▲ 80.7
市場	408	0.2	268	0.1	140	52.2
と畜場	71	0.0	777	0.4	▲ 706	▲ 90.9
観光施設	0	-	195	0.1	▲ 195	皆減
宅地造成	35,604	16.0	7,121	3.3	28,483	400.0
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	222,726	100.0	214,810	100.0	7,916	3.7
うち公的資金補償金免除繰上償還の影響を除く計	198,649	-	164,693	-	33,956	20.6

イ 企業債現在高

- 平成21年度末の企業債現在高は、3兆5,959億78百万円で、前年度と比べ▲827億76百万円、▲2.3%の減少。
- 統計調査開始(昭和56年度)以来、企業債残高が初めて減少に転じた平成15年度以降7年連続で減少。

【企業債現在高の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	構成比	構成比				
水道(含む簡水)	316,541	8.8	319,441	8.7	▲2,900	▲0.9
工業用水道	14,030	0.4	14,403	0.4	▲372	▲2.6
交通	506,112	14.1	523,659	14.2	▲17,547	▲3.4
電気	280	0.0	280	0.0	0	-
病院	179,727	5.0	180,555	4.9	▲828	▲0.5
下水道	2,228,972	62.0	2,291,013	62.3	▲62,041	▲2.7
港湾整備	5,814	0.2	5,965	0.2	▲151	▲2.5
市場	11,932	0.3	13,410	0.4	▲1,477	▲11.0
と畜場	5,840	0.2	6,121	0.2	▲280	▲4.6
観光施設	279	0.0	526	0.0	▲247	▲46.9
宅地造成	308,876	8.6	303,546	8.3	5,330	1.8
駐車場整備	17,573	0.5	19,142	0.5	▲1,569	▲8.2
介護サービス	0	-	692	0.0	▲692	皆減
計	3,595,978	100.0	3,678,753	100.0	▲82,776	▲2.3

(8) 他会計繰入金

- 他会計繰入金は1,871億40百万円で、前年度と比べ+24億92百万円、+1.3%の増加。
- 基準内繰入金は1,378億63百万円で、前年度と比べ▲2億18百万円、▲0.2%の減少、基準外繰入金は492億77百万円で、前年度と比べ+27億10百万円、+5.8%の増加。
- 繰入額が大きい主な事業は、下水道事業が1,246億25百万円(全体の66.6%)で最も多く、次いで病院事業260億9百万円(同13.9%)、交通事業157億44百万円(同8.4%)。

【他会計繰入金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	構成比	構成比				
水道(含む簡水)	3,126	1.7	3,080	1.7	47	1.5
工業用水道	162	0.1	165	0.1	▲4	▲2.3
交通	15,744	8.4	15,890	8.6	▲146	▲0.9
電気	0	-	0	-	0	-
病院	26,009	13.9	23,326	12.6	2,683	11.5
下水道	124,625	66.6	124,311	67.3	315	0.3
港湾整備	20	0.0	29	0.0	▲9	▲30.3
市場	2,626	1.4	3,255	1.8	▲629	▲19.3
と畜場	2,190	1.2	2,183	1.2	7	0.3
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	10,979	5.9	10,384	5.6	595	5.7
駐車場整備	1,659	0.9	1,649	0.9	10	0.6
介護サービス	0	-	377	0.2	▲377	皆減
計	187,140	100.0	184,648	100.0	2,492	1.3
うち基準内	137,863	73.7	138,081	74.8	▲218	▲0.2
うち基準外	49,277	26.3	46,567	25.2	2,710	5.8

(9) 建設投資額

- 建設投資額は1,940億54百万円で、前年度と比べ+200億36百万円、+11.5%の大幅な増加。
- 交通事業や港湾整備事業等で減少したものの、宅地造成事業や水道事業等で増加したため、全体の建設投資額は7年ぶりに増加。

【建設投資額の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	39,266	20.2	37,667	21.6	1,599	4.2
工業用水道	2,494	1.3	1,721	1.0	773	44.9
交通	10,100	5.2	13,477	7.7	▲ 3,377	▲ 25.1
電気	0	-	0	-	0	-
病院	7,789	4.0	6,283	3.6	1,506	24.0
下水道	101,426	52.3	100,912	58.0	514	0.5
港湾整備	702	0.4	3,551	2.0	▲ 2,849	▲ 80.2
市場	1,210	0.6	1,193	0.7	17	1.5
と畜場	199	0.1	1,249	0.7	▲ 1,050	▲ 84.1
観光施設	160	0.1	173	0.1	▲ 13	▲ 7.6
宅地造成	30,705	15.8	7,784	4.5	22,921	294.5
駐車場整備	4	0.0	8	0.0	▲ 5	▲ 57.2
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	194,054	100.0	174,018	100.0	20,036	11.5

(10) 累積欠損金

- 平成21年度末の累積欠損金は、3,951億72百万円で、前年度と比べ▲60億35百万円、▲1.5%と6年ぶりに減少。
- 病院事業で増加したものの、下水道事業や宅地造成事業等で減少したことにより、全体としては減少。

【累積欠損金の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	391	0.1	396	0.1	▲ 5	▲ 1.3
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	245,203	62.0	245,268	61.1	▲ 65	▲ 0.0
電気	0	-	0	-	0	-
病院	82,830	21.0	76,609	19.1	6,220	8.1
下水道	37,477	9.5	46,524	11.6	▲ 9,047	▲ 19.4
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	29,270	7.4	32,409	8.1	▲ 3,139	▲ 9.7
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	395,172	100.0	401,207	100.0	▲ 6,035	▲ 1.5

(11) 不良債務

- 平成21年度末の不良債務は、31億90百万円で、前年度と比べ▲13億81百万円、▲30.2%の大幅な減少。
- 横浜市の交通事業(都市高速鉄道事業)における減少及び三浦市の病院事業における皆減により大幅に減少。

【不良債務の状況】

(単位：百万円、%)

事業名	平成21年度		平成20年度		増減額	増減率
	年度	構成比	年度	構成比		
水道(含む簡水)	0	-	0	-	0	-
工業用水道	0	-	0	-	0	-
交通	3,190	100.0	4,339	94.9	▲1,150	▲26.5
電気	0	-	0	-	0	-
病院	0	-	232	5.1	▲232	皆減
下水道	0	-	0	-	0	-
港湾整備	0	-	0	-	0	-
市場	0	-	0	-	0	-
と畜場	0	-	0	-	0	-
観光施設	0	-	0	-	0	-
宅地造成	0	-	0	-	0	-
駐車場整備	0	-	0	-	0	-
介護サービス	0	-	0	-	0	-
計	3,190	100.0	4,571	100.0	▲1,381	▲30.2

【平成 21 年度 市町村公営企業の団体別設置状況】

(平成22年3月31日現在)

事業名 団体名	1 水道事業	2 工業用水道	3 交通事業		4 電気事業	5 病院事業	6 簡易水道事業	7 下水道事業	8 港湾整備事業	9 市場事業	10 と畜場事業	11 観光施設事業	12 宅地造成事業		13 駐車場整備	14 介護サービス	◎ 法適用	○ 法非適用	計
			(1) 送車運	(2) 都市高速									(1) 臨海土	(2) その他					
			横浜市	◎									◎	◎					
川崎市	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	○	○	○						6 (8)	3 (4)	9 (12)
横須賀市	◎					◎	◎	◎	○								3 (4)	1 (1)	4 (5)
平塚市						◎		◎2		○							1 (1)	3 (3)	4 (4)
鎌倉市								○										1 (1)	1 (1)
藤沢市						◎		◎		○				○	○		2 (2)	3 (4)	5 (6)
小田原市	◎					◎		○		○		○					2 (2)	3 (5)	5 (7)
茅ヶ崎市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
逗子市								○										1 (1)	1 (1)
相模原市							○	◎3							○			5 (9)	5 (9)
三浦市	◎					◎		○		○							2 (2)	2 (3)	4 (5)
秦野市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
厚木市						◎		○							○		1 (1)	2 (2)	3 (3)
大和市						◎		○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
伊勢原市								○							○			2 (2)	2 (2)
海老名市								○										1 (1)	1 (1)
座間市	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
南足柄市	◎							○								◎2	1 (1)	3 (3)	4 (4)
綾瀬市								○										1 (1)	1 (1)
葉山町								○										1 (1)	1 (1)
寒川町								○										1 (1)	1 (1)
大磯町								○										1 (1)	1 (1)
二宮町								○										1 (1)	1 (1)
中井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
大井町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
松田町	◎						○	○									1 (1)	2 (2)	3 (3)
山北町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
開成町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
箱根町	◎							○				○					1 (1)	2 (2)	3 (3)
真鶴町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
湯河原町	◎							◎2				◎					2 (2)	2 (2)	4 (4)
愛川町	◎							○									1 (1)	1 (1)	2 (2)
清川村							○	○										2 (2)	2 (2)
県計	◎	17 (17)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	10 (15)	4 (4)	3 (33)	3 (3)	6 (10)	1 (1)	1 (4)	1 (4)	2 (4)	5 (14)	2 (2)	39 (47)	59 (75)	98 (122)
○						1 (1)	3 (3)	33 (33)	3 (3)	6 (10)	1 (1)	3 (4)	2 (4)	5 (14)	2 (2)			59 (75)	

- 交通事業のうち路面電車事業、懸垂電車事業及び船舶運航事業、ガス事業、有料道路事業、その他事業については設置団体なし。
- 法適用企業： 地方公営企業法の全部又は財務規定等を適用している事業。(ただし、競馬、競輪、競艇等の収益事業、農業共済事業、交通災害共済事業は除く。)
- 法非適用企業： 地方財政法第6条に基づきその経理を特別会計を設けて行っている、同法施行令第37条に掲げる事業と有料道路事業、駐車場整備事業及び介護サービス事業で、法適用企業を除いたもの。
- ()内は施設数を示す。施設数については、病院・市場・観光施設・駐車場整備事業では当該事業を実施している施設数を、宅地造成事業では造成地区数を表している。(その他の事業では1事業=1施設としている。)
- 下水道事業： 相模原市は公共下水道、農業集落排水事業と特定地域生活排水処理施設、平塚市は公共下水道と農業集落排水事業、湯河原町は公共下水道と特定環境保全公共下水道、清川村は特定環境保全公共下水道、その他市町は公共下水道。
- 観光施設事業： 川崎市はゴルフ場、小田原市は小田原城天守閣と小田原城歴史見聞館、箱根町と湯河原町は温泉供給事業。
- 介護サービス事業： 南足柄市はデイサービスセンターと訪問看護ステーション。

○ 普通会計

地方公共団体が設置する様々な会計を、団体間の比較や時系列比較を可能とするため、全国共通のルールに基づき、一般会計とその他特別会計を区分し直した地方財政統計上の会計区分。

なお、公営事業会計に属する、公営企業会計(水道・交通・病院・下水道等)、収益事業会計(競馬・競輪・競艇等)、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計、介護保険事業会計、後期高齢者医療事業会計等は、普通会計から除かれる。

○ 決算規模

普通会計においては、歳入総額及び歳出総額、公営企業会計においては、普通会計の歳出総額に相当する額をいう。

- ・ 法適用企業 = 総費用 - 減価償却費 + 資本的支出
- ・ 法非適用企業 = 総費用 + 資本的支出 + 積立金 + 繰上充用金

○ 形式収支

歳入総額 - 歳出総額

歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額。その年度内に収入された現金(前年度からの繰越金を含む)と支出した現金との差額。

○ 実質収支

形式収支(歳入歳出差引額)から、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた後の純剰余金又は純損失のこと。

家計に例えれば、前年からの繰越金と今年の収入から、今年の支出と翌年に支払うこととなる経費を引いた後の、手元に残ったお金のこと。

○ 単年度収支

当年度の実質収支 - 前年度の実質収支

実質収支には過去からの収支の赤字・黒字要素が含まれているので、その影響を除いた当該年度のみでの収支であり、実質収支の前年度からの増減を示す。

家計に例えれば、前年からの繰越し等を除いた、その年のみの収入と支出の差。

○ 実質単年度収支

単年度収支 + 財政調整基金積立額 - 財政調整基金取崩額 + 地方債繰上償還額

単年度収支から、実質的な赤字・黒字要素を加減したもので、当該年度の実質的な収支を把握するための指標。

家計に例えれば、貯金の出し入れや、ローンの繰り上げ返済がなかったものとして計算した、収支を実質的に表す数字。

○ 経常収支比率

経常的経費充当一般財源等 ÷ (経常一般財源等収入額 + 減収補てん債(特例分) + 臨時財政対策債)

地方税、普通交付税のように用途が特定されておらず、毎年度経常的に収入される財源のうち、人件費、扶助費、公債費のように毎年度経常的に支出される経費に充当されたものが占める割合で、財政の弾力性の指標。

家計に例えれば、毎月の給料が、食費、光熱費及びローンなど経常的な支払いにどの程度充てられているかを表すもの。

○ 公債費負担比率

公債費充当一般財源等÷一般財源等収入額

一般財源(財源の用途が特定されず、どのような経費にでも使用できる財源)の総額に対する、公債費の支出に必要な一般財源の割合。この率が高いほど、財政運営上の硬直性の高まりを示している。

家計に例えれば、ローンの支払いに充てられる給料の割合。

○ 起債制限比率

公債費による財政負担の度合いを判断する指標の一つで、地方債元利償還金及び公債費に準ずる債務負担行為に係る支出の合計額(地方交付税措置分を除く。)に充当された一般財源の標準財政規模(普通交付税において算入された公債費を除く。)に対する割合で、過去3年間の平均値。

なお、起債制限比率が20%以上で実質公債費比率が25%以上の市町村については、一定の地方債の発行が制限される。

○ 義務的経費

支出が義務づけられ、任意に削減することが困難な経費(人件費、扶助費、公債費)。

○ 公債費

借入金である地方債の返済等に必要な経費。

○ 扶助費

社会保障の一環として、生活困窮者や児童、高齢者などに対し、法令や地方公共団体の条例等に基づき支給する経費。

○ 投資的経費

道路や公園、学校等の社会資本の整備に支出される経費(普通建設事業費、災害復旧事業費)。

○ 標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準的な規模を示すもので、当該団体の標準的な税収入額に地方譲与税、交通安全対策特別交付金、普通交付税額及び臨時財政対策債発行可能額を合算したもの。

○ 純損益・実質収支

- ・ 黒字額、赤字額は、法適用企業にあっては純損益、法非適用企業は実質収支による。
なお、収支が0の場合は黒字としている。
- ・ 純損益 = 総収益(=営業収益+営業外収益+特別利益) - 総費用(=営業費用+営業外費用+特別損失)
- ・ 実質収支 = (総収益 - 総費用) + (資本的収入 - 資本的支出) - 積立金 + 前年度からの繰越金 - 前年度繰上充用金 + 収益的収支に充てた地方債 + 収益的収支に充てた他会計繰入金

○ 公営企業

地方公共団体が行う事業のうち、主として、その経費を当該事業に伴う収入をもって経営する事業で、法適用企業と法非適用企業に分類される。

○ 法適用企業

地方公営企業法を適用し、収支を債権・債務の発生でとらえる発生主義による企業会計方式で経理を行う企業。

○ 法非適用企業

地方公営企業法を適用せず、収支を実際の現金収支規模でとらえる現金主義による官庁会計方式を用い、かつ、特別会計方式で経理を行う企業。

○ 基準内繰入金

地方公営企業法第17条の2及び「平成21年度の地方公営企業繰出金について」（平成21年4月24日付け総務省自治財政局長通知）に基づいて算定されたものであり、下水道事業における雨水処理負担金など、その性質上、当該地方公営企業の経営に伴う収入を充てることが適当ではない経費等に対する一般会計等からの繰入金をいい、これ以外の繰入金を基準外繰入金という。

○ 建設投資額

資本的支出の建設改良費をいう。

○ 累積欠損金

法適用企業で、営業活動によって欠損を生じた場合に、繰越利益剰余金、利益積立金、資本剰余金等により補てんが出来なかった各事業年度の損失(赤字)額が累積されたものをいう。

○ 不良債務

法適用企業において、貸借対照表日現在において、流動負債の額が流動資産の額(翌年度へ繰り越される支出の財源充当額を差し引いた額)を超える額をいう。

○ 公的資金補償金免除繰上償還

過去に高金利で借り入れた地方債の利子負担の軽減を図るため、平成19年度から21年度までの臨時特例措置として、補償金(将来の支払利息相当額)を免除した繰上償還を認める制度をいう。

なお、この制度を活用するには、行政改革の実施などを盛り込んだ財政健全化計画等を策定し、国の承認を受けることが必要となる。

○ 一般会計等

「一般会計等」とは、「一般会計」に一部の「特別会計(公営企業会計を除く公営事業会計)」を加えた会計区分をいう。

この「特別会計(公営事業会計)」とは、用途を特定した歳入の経理を明確化するために一般会計とは区分して設置されたものであり、原則として、貸付金返納や使用料など、その事業における収入をもって事業を実施している会計をいう。

「公営企業会計」とは、特別会計(公営事業会計)のうち、地方公営企業法を適用する「法適用企業」となる特別会計及び「法非適用企業」に区分される会計をいう。

なお、財政健全化法における「一般会計等」は、「普通会計」に近似した概念での会計区分であるが、「普通会計」は特別会計の事業単位で「一般会計」に連結する区分の方法を採っており、同法に基づく財政指標の「一般会計等」は、特別会計単位で「一般会計」に連結する方法を採るといった相違がある。

そのため、市町村の会計の設置形態によっては、「一般会計等」と「普通会計」とで差異が生じる場合もある。

3 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)について

(1) 平成21年度 健全化判断比率及び資金不足比率(暫定値)のポイント

- 健全化判断比率・資金不足比率とも「基準」超の団体なし
 - ・ 赤字団体はないため、実質赤字比率・連結実質赤字比率ともに、比率が算出された団体なし
 - ・ 実質公債費比率・将来負担比率いずれも県内全市町村で「早期健全化基準」を下回る比率
 - ・ 資金不足比率についても、県内全市町村の全会計で資金不足は計上しておらず、比率が算出された会計なし
- 全体では実質公債費比率・将来負担比率いずれも低下 ～財政健全化が進む～
 - ・ 経常収支比率が過去最高を記録する厳しい財政状況の中で、人件費に係る将来負担や、一部特殊事情を有する団体を除いて地方債現在高、公営企業債現在高が減少
 - ・ その結果、実質公債費比率、将来負担比率ともに県内市町村平均では前年度より低下

(2) 県内市町村の概況

ア 健全化判断比率

(7) 実質赤字比率

県内市町村においては、前年度に引き続き、実質収支において赤字を計上した市町村がないため、実質赤字比率が算定された団体はない。

(イ) 連結実質赤字比率

県内市町村においては、前年度に引き続き、公営企業等も含めた連結ベースにおいても、収支差額において赤字を計上した市町村がないため、連結実質赤字比率についても算定された団体はない。

(ウ) 実質公債費比率

県内市町村の状況を見ると、県内では最も比率が高い横浜市が起債許可基準を超える19.1%となっているが、他の市町村においては起債許可基準を超える比率を計上した団体はなく、よって早期健全化基準を超える比率を計上した団体もない。

対前年度との比較では、新発債の償還開始などにより5団体(南足柄市・綾瀬市・寒川町・松田町・真鶴町)で比率が増加したものの、全体的な傾向としては財政健全化に向けた取組みが進み、地方債現在高、公営企業債現在高の減少が進んだことなどにより、33団体中24団体で減少し、県内市町村平均は7.4%と、対前年比▲0.6ポイント減少した。

(エ) 将来負担比率

県内市町村の状況を見ると、最も比率が高い横浜市が255.2%、次いで三浦市が178.6%であるが、県内団体において早期健全化基準を超える比率を計上した団体はない。

なお、基金などの充当可能財源等が将来負担額を超えたため、将来負担比率が計上されなかった団体が4団体(海老名市・葉山町・愛川町・清川村)ある。

対前年度との比較では、基金などの充当可能財源の減などにより7団体(川崎市・三浦市・伊勢原市・南足柄市・寒川町・大井町・開成町)で比率が増加したものの、全体的な傾向としては財政健全化に向けた取組みが進み、地方債現在高、公営企業債の現在高が減少するとともに、定数削減により人件費に係る将来負担額も減少したことなどにより、33団体中23団体で減少し、県内市町村平均は89.4%と、対前年比▲0.1ポイント減少した。

イ 資金不足比率

県内市町村の状況を見ると、前年度資金不足が生じた三浦市の病院事業会計は、経営の効率化に取り組んだことなどにより、資金不足額は解消した。

その結果、県内市町村で資金不足を計上した公営企業会計はなく、資金不足比率が算定された公営企業会計はない。

【平成21年度決算に基づく健全化判断比率等(暫定値)一覧表】

(単位：%)

市町村名	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率				将来負担比率				資金不足比率		
	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度		平成20年度		平成21年度		平成20年度		会計数(名)	平成21年度	平成20年度
					順位	順位	順位	順位							
横浜市	-	-	-	-	19.1	①	20.2	①	255.2	①	261.1	①	全12会計	-	-
川崎市	-	-	-	-	13.4	②	15.6	②	137.4	④	133.9	⑤	全9会計	-	-
相模原市	-	-	-	-	4.7	25	5.0	26	36.6	25	41.8	26	全3会計	-	-
政令市平均	-	-	-	-	12.4		13.6		143.0		145.6				
横須賀市	-	-	-	-	5.2	24	5.2	24	73.8	19	83.2	16	全3会計	-	-
平塚市	-	-	-	-	4.4	27	5.1	25	12.4	29	16.5	29	全4会計	-	-
鎌倉市	-	-	-	-	2.7	29	3.8	29	44.1	23	56.0	22	全1会計	-	-
藤沢市	-	-	-	-	6.9	15	8.4	⑮	38.1	24	45.7	24	全3会計	-	-
小田原市	-	-	-	-	11.9	⑥	12.6	⑤	88.7	15	90.2	⑭	全5会計	-	-
茅ヶ崎市	-	-	-	-	4.1	28	4.6	27	16.3	28	18.1	28	全2会計	-	-
逗子市	-	-	-	-	4.4	26	4.4	28	76.7	16	84.8	15	全1会計	-	-
三浦市	-	-	-	-	8.3	⑭	8.3	⑯	178.6	②	163.7	③	病院事業会計	-	11.9
													他3会計	-	-
秦野市	-	-	-	-	6.6	17	7.2	17	74.3	18	77.5	17	全2会計	-	-
厚木市	-	-	-	-	5.2	23	5.7	21	54.0	21	55.8	23	全2会計	-	-
大和市	-	-	-	-	6.8	16	8.7	⑭	51.0	22	58.3	21	全2会計	-	-
伊勢原市	-	-	-	-	5.9	19	6.1	19	101.4	⑪	94.7	⑬	全1会計	-	-
海老名市	-	-	-	-	2.2	30	2.7	30	-	-	-	-	全1会計	-	-
座間市	-	-	-	-	9.1	⑬	9.3	⑫	68.9	20	70.2	19	全2会計	-	-
南足柄市	-	-	-	-	5.8	20	5.7	22	127.1	⑥	118.5	⑧	全2会計	-	-
綾瀬市	-	-	-	-	12.1	④	10.5	⑨	97.7	⑬	112.3	⑩	全1会計	-	-
都市平均	-	-	-	-	6.4		6.8		73.5		76.4			-	11.9
葉山町	-	-	-	-	1.6	31	2.1	31	-	-	4.7	30	全1会計	-	-
寒川町	-	-	-	-	5.8	21	5.4	23	76.3	17	74.4	18	全1会計	-	-
大磯町	-	-	-	-	11.2	⑨	11.4	⑧	113.9	⑦	126.5	⑥	全1会計	-	-
二宮町	-	-	-	-	5.6	22	5.8	20	113.4	⑧	123.4	⑦	全1会計	-	-
中井町	-	-	-	-	11.3	⑧	13.1	④	21.1	27	43.0	25	全2会計	-	-
大井町	-	-	-	-	6.4	18	6.9	18	27.5	26	19.1	27	全2会計	-	-
松田町	-	-	-	-	9.2	⑫	9.0	⑬	99.8	⑫	105.0	⑪	全3会計	-	-
山北町	-	-	-	-	11.4	⑦	11.8	⑥	97.4	⑭	98.3	⑫	全2会計	-	-
開成町	-	-	-	-	12.6	③	14.1	③	105.4	⑨	65.1	20	全2会計	-	-
箱根町	-	-	-	-	9.6	⑪	10.4	⑩	128.6	⑤	146.2	④	全3会計	-	-
真鶴町	-	-	-	-	12.0	⑤	11.7	⑦	170.5	③	182.9	②	全2会計	-	-
湯河原町	-	-	-	-	9.8	⑩	10.2	⑪	105.3	⑩	113.1	⑨	全3会計	-	-
愛川町	-	-	-	-	0.4	32	2.1	32	-	-	-	-	全2会計	-	-
清川村	-	-	-	-	0.0	33	0.0	33	-	-	-	-	全2会計	-	-
町村平均	-	-	-	-	7.6		8.1		96.2		91.8			-	-
市町村平均(除政令市)	-	-	-	-	7.0		7.4		83.2		83.2			-	-
全市町村	-	-	-	-	7.4		8.0		89.4		89.5			-	-

注1 実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率については、0以下の比率は存在しないため、0以下になった場合は-で記載している。

注2 平均はすべて単純平均であるが、比率が存在しない団体がある場合は、これを除外して算出している。

注3 実質公債費比率及び将来負担比率は、この表では総務省の公表ルールに従い小数点以下第2位を切り捨てたものを記載している。

注4 資金不足比率の欄には資金不足比率が発生した会計名を記載している。

注5 順位が○数字の団体は県平均を上回っている団体。なお、同率の場合は本来存在する小数点第2位以下の数値で順位を判定している。

《制度解説》

【健全化判断比率等の内容】

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、「健全化判断比率」として4つの財政指標を、また、公営企業会計ごとの経営状況の深刻度を示す指標として「資金不足比率」を定めており、地方公共団体は、各比率について、監査委員の審査に付したうえで議会に報告するとともに、住民に対し公表しなければならないもの。

ア 実質赤字比率

- ・ 一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

イ 連結実質赤字比率

- ・ 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には、問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る必要があるもの。

ウ 実質公債費比率

- ・ 一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率であり、いわば“身の丈”に見合った借金の返済額となっているかを判断する指標。18.0%以上となると起債にあたり知事（政令指定都市は総務大臣）の許可が必要となり、早期健全化基準（25.0%）以上となると一部の起債発行が制限されるもの。

エ 将来負担比率

- ・ 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債（将来負担額）の標準財政規模（元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額）に対する比率であり、今後の財政運営を圧迫する可能性が高いかを判断するストック指標。

オ 資金不足比率

- ・ 各公営企業単位による事業の規模に対する資金不足額の比率であり、これが生じた場合には、早期の資金不足解消に向けた取組みが必要となるもの。

【市町村早期健全化基準等】

ア 早期健全化基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、「早期健全化段階」となり、「財政健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政健全化計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、市町村から報告を受けた「財政健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

イ 財政再生基準

- ・ 健全化判断比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、「財政再生段階」となり、「財政再生計画」を定めなければならない。
- ・ 「財政再生計画」について、市町村は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表する必要がある。計画策定後は、総務大臣に報告するほか、毎

年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。(国の公表義務は「財政健全化計画」と同様)

- ・ なお、財政再生団体は、総務大臣の同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債ができなくなる。ただし、「財政再生計画」が総務大臣の同意を得た場合は、財政再生団体は、再生振替特例債を総務大臣の許可を受け発行することができる。

ウ 経営健全化基準(公営企業会計のみ適用)

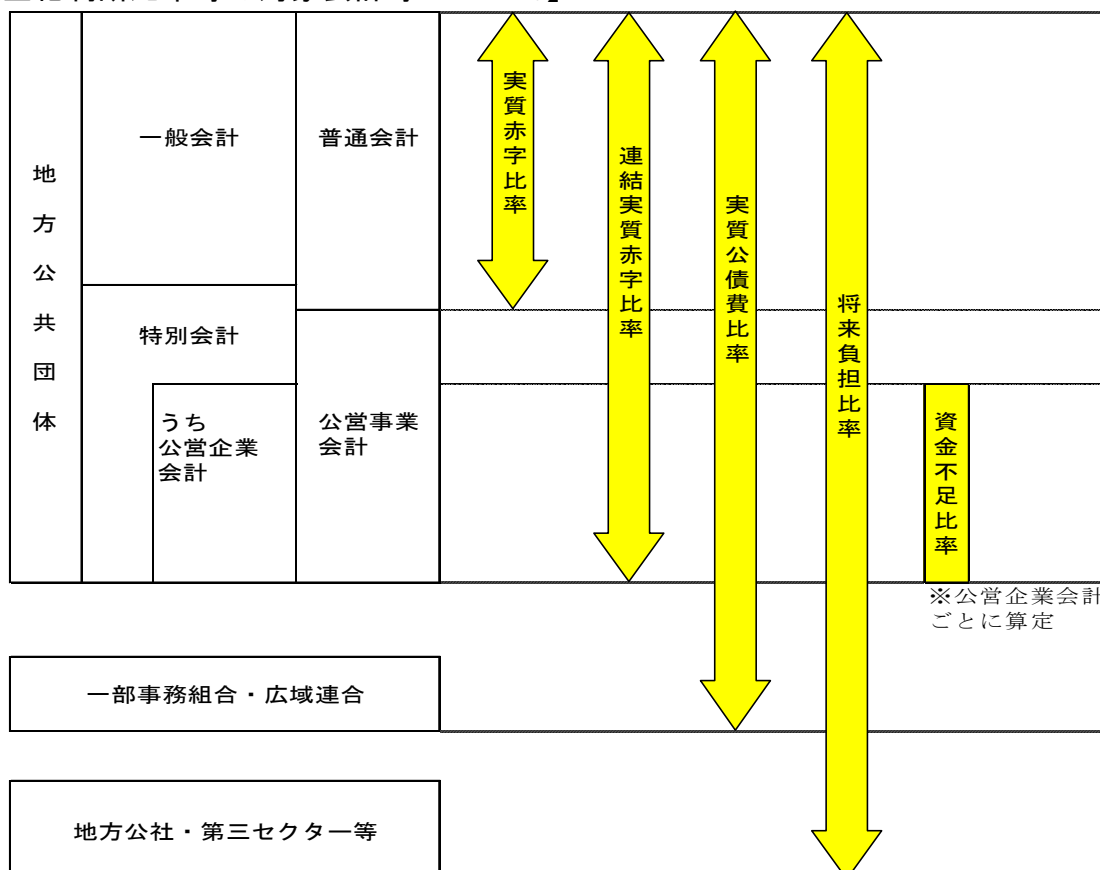
- ・ 資金不足比率が経営健全化基準(20.0%)以上の場合には、「経営健全化計画」を定めなければならない。
- ・ 「経営健全化計画」について、公営企業は、個別外部監査を実施した上で年度内に議会の議決を経て定め、速やかに公表するとともに、知事及び総務大臣に報告するほか、毎年度、その実施状況を議会に報告し、公表することが義務付けられる。
- ・ また、県及び国は、公営企業から報告を受けた「経営健全化計画」及びその実施状況を公表しなければならない。

【健全化判断比率等に係る早期健全化基準等】

区 分	早期健全化基準	財政再生基準	<参考>地方債許可制移行基準
実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて11.25%~15.00%	20.0%	各団体の標準財政規模に 応じて2.5%~10.0%
連結実質赤字比率	各団体の標準財政規模に 応じて16.25%~20.00%	40.0%※	—
実質公債費比率	25.0%	35.0%	18.0%
将来負担比率	350% (政令指定都市は400%)	—	—
資金不足比率	(経営健全化基準)20%	—	—

※ 連結実質赤字比率の財政再生基準は、法本則の規定は30.0%であるが、経過措置により、平成20年度及び21年度決算は40.0%、平成22年度決算は35.0%が適用される。

【健全化判断比率等の対象会計等について】



【健全化判断比率等の概要】

ア 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 一般会計等の実質赤字額：
一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額
- 実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

イ 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- 連結実質赤字額：①と②の合計額が③と④の合計額を超える場合の当該超える額
- ① 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
- ② 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- ③ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- ④ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

ウ 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率} \quad \left(\frac{\text{（ 地方債の元利償還金 + 準元利償還金 ）}}{\text{標準財政規模 - （ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ）}} \right) \quad \left(\frac{\text{（ 3か年平均 ）}}{\text{（ 特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ）}} \right)$$

- 準元利償還金：①から⑤までの合計額
- ① 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還とした場合における 1 年当たりの元金償還金相当額
- ② 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ③ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ④ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ⑤ 一時借入金の利子

エ 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 - （ 充当可能基金額 + 特定財源見込額 + 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 ）}}{\text{標準財政規模 - （ 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 ）}}$$

- 将来負担額：①から⑧までの合計額
- ① 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ② 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第 5 条各号の経費に係るもの）
- ③ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ④ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- ⑤ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ⑥ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ⑦ 連結実質赤字額
- ⑧ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
- 充当可能基金額：①から⑥までの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

オ 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：

資金の不足額(法適用企業) = (流動負債 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高 - 流動資産) - 解消可能資金不足額

資金の不足額(法非適用企業) = (繰上充用額 + 事業繰越額等 + 建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高) - 解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額：

事業の性質上、事業開始後の一定期間構造的に生じる資金の不足額がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

※ 宅地造成事業を行う公営企業については、販売用土地に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

・事業の規模：

事業の規模(法適用企業) = 営業収益の額 - 受託工事収益の額

事業の規模(法非適用企業) = 営業収益に相当する収入の額 - 受託工事収益に相当する収入の額

※ 指定管理者制度(利用料金制)を導入している公営企業については、営業収益に関する特例がある。

※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」(調達した資金規模)を示す資本及び負債の合計額とする。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく
健全化判断比率・資金不足比率市町村別個票

市町村名	ページ	市町村名	ページ
横浜市	31	葉山町	50
川崎市	32	寒川町	51
相模原市	33	大磯町	52
横須賀市	34	二宮町	53
平塚市	35	中井町	54
鎌倉市	36	大井町	55
藤沢市	37	松田町	56
小田原市	38	山北町	57
茅ヶ崎市	39	開成町	58
逗子市	40	箱根町	59
三浦市	41	真鶴町	60
秦野市	42	湯河原町	61
厚木市	43	愛川町	62
大和市	44	清川村	63
伊勢原市	45		
海老名市	46		
座間市	47		
南足柄市	48		
綾瀬市	49		

健全化判断比率

(単位：%)

区分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)	-	-	19.1	255.2
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区分	金額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	779,849,586
	② 一般会計等実質収支	4,298,709
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	779,849,586
	④ 連結実質収支	43,700,779
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	19.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	19.2
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	18.5
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	3,916,298,429
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	2,219,292,764
	⑩ 標準財政規模	779,849,586
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	115,100,527

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

<p>◆ 実質赤字比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が42億99百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、市債金会計、母子寡婦福祉資金会計、勤労者福祉共済事業費会計、公害被害者救済事業費会計、公共事業用地費会計、新墓園事業費会計及びみどり保全創造事業費会計が含まれる。
<p>◆ 連結実質赤字比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険事業費会計では、実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では437億1百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費会計、介護保険事業費会計、後期高齢者医療事業費会計、老人保健医療事業費会計、自動車駐車場事業費会計、交通災害共済事業費会計、水道事業会計、工業用水道事業会計、自動車事業会計、高速鉄道事業会計、下水道事業会計、病院事業会計、埋立事業会計、港湾整備事業費会計、中央卸売市場費会計、中央と畜場費会計、風力発電事業費会計及び市街地開発事業費会計である。
<p>◆ 実質公債費比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」を上回る比率となっている。 なお、横浜市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
<p>◆ 将来負担比率</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額が、都市計画税や基金などの充当可能財源等を大きく上回っているが、将来負担比率は早期健全化基準を下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会計名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参考 経営健全化基準
水道事業会計	77,666,183	▲ 25,248,908	-	20.0
工業用水道事業会計	2,734,910	▲ 2,090,366	-	
自動車事業会計	19,883,613	▲ 3,042,514	-	
高速鉄道事業会計	36,914,038	0	-	
下水道事業会計	62,170,615	▲ 19,732,944	-	
病院事業会計	33,302,812	▲ 1,813,531	-	
埋立事業会計	393,566,524	0	-	
港湾整備事業費会計	1,585,779	▲ 369,026	-	
中央卸売市場費会計	2,282,316	▲ 227,972	-	
中央と畜場費会計	325,123	▲ 166,103	-	
風力発電事業費会計	54,371	▲ 49,518	-	
市街地開発事業費会計	52,432,000	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 12会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	13.4	137.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	311,875,395
	② 一般会計等実質収支	1,290,236
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	311,875,395
	④ 連結実質収支	27,553,716
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	13.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	1,289,946,499
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	917,796,984
	⑩ 標準財政規模	311,875,395
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	41,197,210

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が12億90百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、公害健康被害補償事業特別会計、勤労者福祉共済事業特別会計、墓地整備事業特別会計、公共用地先行取得等事業特別会計及び公債管理特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では275億54百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業会計、水道事業会計、工業用下水道事業会計、自動車運送事業会計、高速鉄道事業会計、卸売市場事業特別会計、港湾整備事業特別会計及び生田緑地ゴルフ場事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。 なお、川崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	30,060,122	▲ 1,896,810	-	20.0
下水道事業会計	35,755,067	▲ 164,479	-	
水道事業会計	29,919,241	▲ 16,719,135	-	
工業用下水道事業会計	7,751,311	▲ 5,682,318	-	
自動車運送事業会計	7,430,902	▲ 885,784	-	
高速鉄道事業会計	0	▲ 41,258	-	
卸売市場事業特別会計	914,339	0	-	
港湾整備事業特別会計	784,579	0	-	
生田緑地ゴルフ場事業特別会計	316,461	▲ 461,068	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 9会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)	
平成21年度比率(暫定値)	-	-	4.7	36.6	
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	400.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	126,693,932
	② 一般会計等実質収支	5,496,826
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	126,693,932
	④ 連結実質収支	7,138,585
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	313,708,690
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	271,736,785
	⑩ 標準財政規模	126,693,932
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	12,037,071

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が54億97百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では71億39百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び直営診療勘定)、老人保健医療事業特別会計、自動車駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計(下水道勘定及び浄化槽勘定)、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に総務大臣の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、相模原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	9,748,423	▲ 290,617	-	20.0
簡易水道事業特別会計	17,401	▲ 18,258	-	
農業集落排水事業特別会計	3,274	▲ 4,793	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦) / 3 ※1	将来負担比率 (⑧-⑨) / (⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.2	73.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	81,841,830
	② 一般会計等実質収支	3,100,945
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	81,841,830
	④ 連結実質収支	10,331,876
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	246,757,908
	⑨ 充当可能財源等(充当可能基金額+特定財源収入見込等)	194,985,753
	⑩ 標準財政規模	81,841,830
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	11,704,810

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が31億1百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、特別会計公園墓地事業費、特別会計母子寡婦福祉資金貸付事業費、特別会計公債管理費が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では103億32百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、特別会計国民健康保険費、特別会計介護保険費、特別会計後期高齢者医療費、特別会計老人保健医療費、水道事業会計、病院事業会計、下水道事業会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、横須賀市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	10,250,934	▲ 3,729,503	-	20.0
下水道事業会計	9,517,964	▲ 861,163	-	
病院事業会計	14,106,871	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	4.4	12.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	49,977,629
	② 一般会計等実質収支	2,649,751
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	49,977,629
	④ 連結実質収支	6,033,669
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	111,032,091
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	105,548,567
	⑩ 標準財政規模	49,977,629
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	5,976,318

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が26億50百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では60億34百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水産物地方卸売市場事業特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、平塚市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が相当程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,925,279	▲ 1,425,329	-	20.0
水産物地方卸売市場事業特別会計	6,274	▲ 1,954	-	
下水道事業特別会計	5,605,153	▲ 214,317	-	
農業集落排水事業特別会計	0	▲ 9,006	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	2.7	44.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.51	16.51	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	38,049,174
	② 一般会計等実質収支	1,529,812
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	38,049,174
	④ 連結実質収支	2,619,973
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	98,818,472
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	83,818,041
	⑩ 標準財政規模	38,049,174
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,071,435

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が15億30百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、大船駅東口市街地再開発事業特別会計、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では26億200百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計が含まれる。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、鎌倉市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	2,714,271	▲ 299,208	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	6.9	38.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	80,558,230
	② 一般会計等実質収支	5,606,956
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	80,558,230
	④ 連結実質収支	14,375,532
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	164,829,186
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	137,537,759
	⑩ 標準財政規模	80,558,230
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	8,956,614

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が56億7百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、墓園事業費特別会計、北部第二(三地区)土地区画整理事業費特別会計及び柄沢特定土地区画整理事業費特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では143億7600万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業費特別会計、老人保健事業費特別会計、介護保険事業費特別会計、湘南台駐車場事業費特別会計、競輪事業費特別会計、後期高齢者医療事業費特別会計、下水道事業費特別会計、市民病院事業会計、地方卸売市場事業費特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、藤沢市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当)を公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業費特別会計	6,978,316	▲ 1,255,809	-	20.0
市民病院事業会計	15,095,407	▲ 4,345,483	-	
地方卸売市場事業費特別会計	0	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)	-	-	11.9	88.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.54	16.54	25.0 (18.0)
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	37,037,285
	② 一般会計等実質収支	2,441,320
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	37,037,285
	④ 連結実質収支	6,448,687
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	13.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	110,606,393
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	81,337,206
	⑩ 標準財政規模	37,037,285
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,061,575

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が24億41百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計及び宿泊等施設事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では64億49百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計のほか競輪事業特別会計、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療施設事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、病院事業会計、小田原城天守閣事業特別会計、下水道事業特別会計、公設地方卸売市場事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
- なお、小田原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	2,656,472	▲ 2,507,776	-	20.0
病院事業会計	9,308,535	▲ 613,327	-	
小田原城天守閣事業特別会計	172,990	▲ 57,553	-	
下水道事業特別会計	4,023,620	▲ 125,268	-	
公設地方卸売市場事業特別会計	98,626	▲ 983	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 5会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	4.1	16.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.49	16.49	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	38,664,013
	② 一般会計等実質収支	2,062,533
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	38,664,013
	④ 連結実質収支	8,097,599
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	4.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	3.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	89,701,509
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	84,095,911
	⑩ 標準財政規模	38,664,013
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,471,775

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が20億63百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では80億98百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、茅ヶ崎市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	8,312,349	▲ 5,140,915	-	20.0
下水道事業特別会計	3,969,521	▲ 407,569	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	4.4	76.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.10	18.10	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	11,664,160
	② 一般会計等実質収支	589,330
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	11,664,160
	④ 連結実質収支	992,694
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	4.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	27,090,056
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,087,207
	⑩ 標準財政規模	11,664,160
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,235,244

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が5億89百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億93百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、逗子市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,151,703	▲ 30,197	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/③※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	8.3	178.6
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.39	18.39	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,651,507
	② 一般会計等実質収支	0
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,651,507
	④ 連結実質収支	632,553
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	37,378,569
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	22,228,999
	⑩ 標準財政規模	9,651,507
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,172,288

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が0円であるため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億33百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、病院事業会計、水道事業会計、市場事業特別会計、公共下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、三浦市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	2,084,746	0	-	20.0
水道事業会計	1,291,379	▲ 573,419	-	
市場事業特別会計	250,908	0	-	
公共下水道事業特別会計	251,773	0	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 4会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	6.6	74.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.92	16.92	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	27,788,888
	② 一般会計等実質収支	1,833,731
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	27,788,888
	④ 連結実質収支	3,612,231
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	76,921,478
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	58,811,876
	⑩ 標準財政規模	27,788,888
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	3,422,781

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が18億34百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では36億12百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人医療特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、秦野市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び設立法人の負債等に係る一般会計等負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	1,872,393	▲ 1,480,609	-	20.0
下水道事業特別会計	2,104,970	▲ 670	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.2	54.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.25	16.25	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	54,502,962
	② 一般会計等実質収支	2,496,847
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	54,502,962
	④ 連結実質収支	4,789,937
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.0
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	88,938,389
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	62,064,224
	⑩ 標準財政規模	54,502,962
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,789,755

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が24億97百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では47億90百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健医療特別会計、自動車駐車場事業特別会計、交通災害共済事業特別会計、病院事業会計及び公共下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、厚木市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	6,028,165	▲ 1,397,572	-	20.0
公共下水道事業特別会計	3,612,355	▲ 277,133	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	6.8	51.0
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	11.47	16.47	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	39,386,052
	② 一般会計等実質収支	2,617,930
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	39,386,052
	④ 連結実質収支	4,467,001
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	8.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	4.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	91,587,881
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	73,884,179
	⑩ 標準財政規模	39,386,052
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	4,675,861

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が26億18百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、渋谷土地区画整理事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では44億67百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、病院事業会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、大和市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
病院事業会計	7,303,605	▲ 1,423,274	-	20.0
下水道事業特別会計	3,144,452	▲ 206,348	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.9	101.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.54	17.54	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	19,068,710
	② 一般会計等実質収支	722,306
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	19,068,710
	④ 連結実質収支	1,142,313
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	6.7
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.1
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	51,324,713
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	33,877,154
	⑩ 標準財政規模	19,068,710
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,869,499

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億22百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では11億42百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、駐車場事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、伊勢原市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,341,692	▲ 77,948	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：％)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	2.2	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.15	17.15	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・％)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	23,992,615
	② 一般会計等実質収支	1,207,932
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	23,992,615
	④ 連結実質収支	1,599,538
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	2.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	31,294,845
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	36,643,119
	⑩ 標準財政規模	23,992,615
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,114,328

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が12億8百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では16億円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、海老名市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、基金や都市計画税などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・％)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,886,797	▲ 144,061	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分	実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)	-	-	9.1	68.9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.37	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分	金 額	
実質赤字比率	① 標準財政規模	21,360,612
	② 一般会計等実質収支	775,792
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	21,360,612
	④ 連結実質収支	3,282,691
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	50,019,329
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	36,995,283
	⑩ 標準財政規模	21,360,612
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,484,913

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が7億76百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では32億83百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療保険事業特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計及び公共下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、座間市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充充分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道特別会計	1,545,160	▲ 2,209,698	-	20.0
公共下水道事業特別会計	1,518,119	▲ 71,557	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.8	127.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.46	18.46	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	9,270,450
	② 一般会計等実質収支	726,116
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	9,270,450
	④ 連結実質収支	2,586,412
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	3.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	29,760,446
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	19,133,348
	⑩ 標準財政規模	9,270,450
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	913,900

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が7億26百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、教育基金事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では25億86百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、訪問看護ステーション事業特別会計、介護保険事業特別会計、通所介護事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、南足柄市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、債務負担行為に係る支出予定額、退職手当負担見込額及び公営企業債に係る負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	659,691	▲ 1,448,575	-	20.0
下水道事業特別会計	595,889	▲ 136,863	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	12.1	97.7
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	12.74	17.74	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	15,459,497
	② 一般会計等実質収支	800,005
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	15,459,497
	④ 連結実質収支	864,443
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.9
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	14.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	43,361,290
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	30,266,899
	⑩ 標準財政規模	15,459,497
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	2,068,905

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が8億円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、深谷中央特定土地区画整理事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では8億64百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健医療事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」を下回る比率となっている。 なお、綾瀬市の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	1,256,189	▲ 10,000	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	1.6	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.24	19.24	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,467,915
	② 一般会計等実質収支	474,355
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,467,915
	④ 連結実質収支	781,241
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	2.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,857,765
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	17,964,091
	⑩ 標準財政規模	6,467,915
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	664,276

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が4億74百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では7億81百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。 なお、葉山町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	204,412	▲ 49,479	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.8	76.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.32	18.32	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	10,080,949
	② 一般会計等実質収支	609,604
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	10,080,949
	④ 連結実質収支	1,048,350
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.2
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	6.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	23,791,496
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	16,973,458
	⑩ 標準財政規模	10,080,949
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	1,156,110

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が6億10百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では10億48百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、老人保健事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、寒川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、退職手当負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税や基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	621,536	▲ 33,014	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	11.2	113.9
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.24	19.24	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,470,026
	② 一般会計等実質収支	198,467
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,470,026
	④ 連結実質収支	470,406
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.0
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	17,309,078
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	10,757,758
	⑩ 標準財政規模	6,470,026
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	721,106

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億98百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億70百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	136,212	▲ 14,274	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	5.6	113.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.71	19.71	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,471,047
	② 一般会計等実質収支	254,546
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,471,047
	④ 連結実質収支	467,788
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	5.5
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,707,284
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,219,620
	⑩ 標準財政規模	5,471,047
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	635,861

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が2億55百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では4億68百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
下水道事業特別会計	172,270	▲ 30,388	-	20.0

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 下水道事業特別会計には、資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
--

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	11.3	21.1
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,533,536
	② 一般会計等実質収支	345,363
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,533,536
	④ 連結実質収支	635,769
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	7,342,543
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,684,186
	⑩ 標準財政規模	3,533,536
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	421,633

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が3億45百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億36百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健事業特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	267,669	▲ 205,722	-	20.0
下水道事業特別会計	70,694	▲ 8,562	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	6.4	27.5
参考 ※2	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	-

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	4,158,457
	② 一般会計等実質収支	316,041
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	4,158,457
	④ 連結実質収支	604,963
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	7.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	6.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	5.4
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,976,641
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	5,943,494
	⑩ 標準財政規模	4,158,457
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	410,028

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が3億16百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等は、一般会計のみである。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億5百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 公営企業債に係る負担見込額のほか、地方債現在高及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	222,755	▲ 101,813	-	20.0
下水道事業特別会計	224,716	▲ 40,006	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	9.2	99.8
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	2,776,581
	② 一般会計等実質収支	175,381
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	2,776,581
	④ 連結実質収支	525,652
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.2
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.6
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	6,905,077
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,458,684
	⑩ 標準財政規模	2,776,581
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	326,074

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億75百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、用地取得特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億26百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、国民健康保険診療所事業特別会計、老人保健特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者事業特別会計、上水道事業会計、寄簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
上水道事業会計	118,791	▲ 279,117	-	20.0
寄簡易水道事業特別会計	20,753	▲ 9,292	-	
下水道事業特別会計	89,531	▲ 13,064	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	11.4	97.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字 比 率	① 標準財政規模	3,311,310
	② 一般会計等実質収支	182,428
連結実質 赤字比率	③ 標準財政規模	3,311,310
	④ 連結実質収支	537,131
実 質 公 債 費 比 率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.0
将来負担 比 率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	9,071,609
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	6,183,182
	⑩ 標準財政規模	3,311,310
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	346,015

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が1億82百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、災害給付見舞事業特別会計、町設置型浄化槽事業特別会計及び商品券特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億37百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	162,598	▲ 281,685	-	20.0
下水道事業特別会計	220,646	▲ 11,428	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	12.6	105.4
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	3,663,615
	② 一般会計等実質収支	277,112
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	3,663,615
	④ 連結実質収支	926,586
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	15.4
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	11.4
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.9
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	8,436,102
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,937,310
	⑩ 標準財政規模	3,663,615
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	346,043

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が2億77百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、給食事業特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では9億27百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健医療事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、介護予防サービス事業特別会計、足柄上郡介護認定審査会特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	167,870	▲ 521,349	-	20.0
下水道事業特別会計	147,822	▲ 13,374	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	9.6	128.6
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.21	19.21	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	6,562,826
	② 一般会計等実質収支	269,290
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	6,562,826
	④ 連結実質収支	587,808
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	10.6
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	8.8
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	9.3
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	16,316,778
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	8,786,277
	⑩ 標準財政規模	6,562,826
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	708,491

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が2億69百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、育英奨学金特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では5億88百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業特別会計及び温泉特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	403,416	▲ 151,930	-	20.0
下水道事業特別会計	808,515	▲ 59,660	-	
温泉特別会計	153,678	▲ 16,653	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆ 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	12.0	170.5
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	2,056,425
	② 一般会計等実質収支	73,839
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	2,056,425
	④ 連結実質収支	191,553
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	11.3
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	12.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	12.7
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	5,773,261
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	2,608,672
	⑩ 標準財政規模	2,056,425
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	200,607

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 一般会計等の実質収支が74百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。 一般会計等には、一般会計のほか、真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計が含まれる。
◆ 連結実質赤字比率	<ul style="list-style-type: none"> 各会計とも赤字または資金不足額が生じていない。一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億92百万円の黒字となっており、連結実質赤字比率は計上されなかった。 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計(事業勘定及び施設勘定)、介護保険事業特別会計、老人保健医療特別会計、後期高齢者医療特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。
◆ 実質公債費比率	<ul style="list-style-type: none"> 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も下回る比率となっている。
◆ 将来負担比率	<ul style="list-style-type: none"> 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	233,478	▲ 10,678	-	20.0
下水道事業特別会計	17,154	▲ 3,824	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

◆	2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。
---	-------------------------------------

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③※2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3※1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	9.8	105.3
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	14.67	19.67	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	5,542,784
	② 一般会計等実質収支	58,382
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	5,542,784
	④ 連結実質収支	627,053
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	9.8
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	9.1
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	10.5
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,221,249
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	9,191,195
	⑩ 標準財政規模	5,542,784
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	770,048

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等の実質収支が58百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、公共用地先行取得事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 老人保健医療特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では6億27百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計(保険事業勘定及び介護サービス事業勘定)、後期高齢者医療特別会計、老人保健医療特別会計、水道事業会計、温泉事業会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、湯河原町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- 地方債現在高のほか、退職手当負担見込額、公営企業債に係る負担見込額及び債務負担行為に係る支出予定額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が一定程度確保されている状況にあるため、将来負担比率は早期健全化基準を大きく下回っている。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	387,528	▲ 197,170	-	20.0
温泉事業会計	205,641	▲ 215,543	-	
下水道事業特別会計	465,905	▲ 17,690	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 3会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

■ 健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	0.4	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	13.56	18.56	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	8,789,803
	② 一般会計等実質収支	678,484
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	8,789,803
	④ 連結実質収支	1,251,655
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	1.9
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.3
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.2
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	14,885,449
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	16,237,253
	⑩ 標準財政規模	8,789,803
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	921,535

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3ヵ年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- ・ 一般会計等の実質収支が6億78百万円の黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- ・ 一般会計等は、一般会計のみである。

◆ 連結実質赤字比率

- ・ 老人保健特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では12億52百万円と黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されない。
- ・ 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、老人保健特別会計、水道事業会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- ・ 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- ・ なお、愛川町の場合は、都市計画税(都市計画事業に係る地方債元利償還金充当分)も公債費充当特定財源として算入している。

◆ 将来負担比率

- ・ 地方債現在高のほか、公営企業債に係る負担見込額及び退職手当負担見込額などの将来負担額に対し、都市計画税及び基金などの充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

■ 資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
水道事業会計	578,064	▲ 478,462	-	20.0
下水道事業特別会計	583,066	▲ 15,186	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- ◆ 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。

健全化判断比率

(単位：%)

区 分		実質赤字比率 ②/①	連結実質赤字比率 ④/③×2	実質公債費比率 (⑤+⑥+⑦)/3×1	将来負担比率 (⑧-⑨)/(⑩-⑪)
平成21年度比率(暫定値)		-	-	0.0	-
参考	早期健全化基準 (地方債許可移行基準)	15.00	20.00	25.0 (18.0)	350.0
	財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

※1 小数点第2位以下の端数により、計が合わない場合がある。

※2 連結実質赤字比率の財政再生基準は平成21年度決算に基づく健全化判断比率に適用される経過措置の基準である。

【算定参考数値】

(単位：千円・%)

区 分		金 額
実質赤字比率	① 標準財政規模	1,653,921
	② 一般会計等実質収支	78,443
連結実質赤字比率	③ 標準財政規模	1,653,921
	④ 連結実質収支	119,760
実質公債費比率	⑤ 平成19年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 0.5
	⑥ 平成20年度(単年度)実質公債費比率※3	▲ 1.0
	⑦ 平成21年度(単年度)実質公債費比率※3	1.8
将来負担比率	⑧ 将来負担額(地方債現在高+債務負担行為+退職手当+損失補償等)	2,066,060
	⑨ 充当可能財源等(基金残高+特定財源収入見込等)	4,728,908
	⑩ 標準財政規模	1,653,921
	⑪ 元利償還金等に係る基準財政需要額算入額	120,139

※3 実質公債費比率は、端数処理を行わない単年度比率の3年平均で算定するが、本欄には小数点第2位を切捨てて表示した。

【各指標の解説】

◆ 実質赤字比率

- 一般会計等に属するふれあいセンター事業特別会計では実質収支の赤字が生じているものの、一般会計等の実質収支が78百万円と黒字となっているため、実質赤字比率は計上されない。
- 一般会計等には、一般会計のほか、ふれあいセンター事業特別会計が含まれる。

◆ 連結実質赤字比率

- 各会計とも赤字または資金不足額が生じておらず、一般会計等と公営事業会計の連結による実質収支全体では1億200百万円の黒字となっているため、連結実質赤字比率は計上されなかった。
- 算定対象の会計は、上記一般会計等のほか、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、老人保健特別会計、簡易水道事業特別会計及び下水道事業特別会計である。

◆ 実質公債費比率

- 過去3年間の平均である実質公債費比率は、地方債の発行に県知事の許可が必要となる基準「18.0%」も大きく下回る比率となっている。
- なお、比率の算定ルール上、臨時財政対策債や減税補てん債に係る元利償還金は、発行の有無にかかわらず発行可能額、起債上限額に基づく理論値で算入されるため、地方債の発行額が少なく公債費の決算額が少額である場合には、比率に負数が生じることがある。清川村は平成15年度以降地方債を発行していない。

◆ 将来負担比率

- 公営企業債に係る負担見込額のほか、債務負担行為に係る支出予定額及び退職手当負担見込額や地方債現在高などの将来負担額に対し、基金による充当可能財源等が上回った(上記表中⑧<⑨)ため、将来負担比率が計上されない。

資金不足比率

(単位：千円・%)

会 計 名	事業規模 ①	資金不足額※4 ②	比 率 ②/①	参 考 経営健全化基準
簡易水道事業特別会計	61,558	▲ 7,330	-	20.0
下水道事業特別会計	37,310	▲ 7,257	-	

※4 資金剰余が生じている場合は、負数で表示される。

【指標の解説】

- 2会計いずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は計上されない。